

平成21年3月16日(月曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1 番	村 越 比佐夫	2 番	山 下 伊都子	3 番	宮 地 葉 子
4 番	田 辺 守	5 番	西 村 将 伸	6 番	坂 本 あ や
7 番	矢 野 昭 三	8 番	浜 田 純 一	9 番	
10 番	森 治 史	11 番	門 田 仁和子	12 番	西 村 策 雄
13 番		14 番	小 松 孝 年	15 番	下 村 勝 幸
16 番	竹 下 芙佐雄	17 番	大 西 章 一	18 番	明 神 照 男
19 番	山 本 久 夫	20 番	小 永 正 裕		

不応招議員

9 番 畦 地 一 弘 13 番 前 田 寿 郎

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	下 村 正 直	本 庁 副 町 長	澳 本 造
佐 賀 副 町 長	山 本 牧 夫	本 庁 総 務 課 長	植 田 壯
佐 賀 総 務 課 長	藤 本 岩 義	税 務 課 長	松 本 輝 雄
住 民 課 長	米 津 芳 喜	大 方 健 康 福 祉 課 長	谷 口 明 男
佐 賀 健 康 福 祉 課 長	大 塚 一 福	産 業 振 興 課 長	松 田 二
海 洋 農 林 課 長	矢 野 健 康	大 方 ま ち づ くり 課 長	松 田 博 和
佐 賀 ま ち づ くり 課 長	中 島 一 郎	会 計 管 理 者	野 並 純
教 育 長	松 並 勝	教 育 次 長	坂 本 勝

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

議 事 日 程 第 3 号

平成 21 年 3 月 16 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 陳情第 23 号・陳情第 25 号・陳情第 28 号から請願第 31 号まで
(委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決)

日程第 2 一般質問

議 事 の 経 過

平成21年3月16日

9時00分 開会

議長（小永正裕君）

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

前田寿郎君から欠席の届け出が提出されましたので報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（下村正直君）

おはようございます。

今日から4日間の一般質問ということですが、議員の皆さんの町政発展のためのご指摘等々について、執行部と致しまして真剣に答えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを致します。

議長（小永正裕君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、陳情第23号、ペット移動火葬車の現行法に基づいた取り締まり強化についての陳情、陳情第25号、臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情、陳情第28号、派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める陳情、陳情第29号、物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情、陳情第30号、WTO議長案を拒否するように求める意見書提出の陳情、請願第31号、情報基盤整備事業に関する請願書について、それを一括議題とします。

なお、総務常任委員会へ付託しております陳情第24号、高契約入札制度の改善を求める陳情、陳情第26号、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求める陳情、陳情第27号、地方分権改革に関する陳情については、継続審査となりましたのでこの際報告しておきます。

初めに請願第31号、情報基盤整備事業に関する請願書についての委員長報告を行います。

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

おはようございます。

請願第31号、情報基盤整備事業に関する請願書につきましては、3月12日の午前9時からの総務委員会において審査を致しました。それでは、それにつきましてご報告致します。

まずですね、この請願書につきましては、署名が3,322筆分提出されております。これにつきましては多くの署名も提出されておりますので、報告を少し具体的にしたいと思います。

まず、どのように審査を行なったのかについてご報告致します。

本署名の紹介議員が総務常任委員会所属の宮地議員でしたので、まず、直接その趣旨について説明を求め、その後、本請願についての質疑を紹介議員に対し行いました。その中での主な質疑をご紹介します。

まず、署名に対する質疑では、次のようなものがありました。

署名の中に同一の筆跡や重複した名前等が多数あるがこれについてどう考えるか、この署名に書かれている

住民の中には署名の承諾を得ずに提出されている事実があるがこれはどうとらえればよいのか。この署名の多くには情報基盤の比較的整っている、例えば入野地区などの中心地の方たちが多く含まれており、中山間地域の賛同者が少ないように見えるがどうか、といった内容がありました。

これに対する答えと致しましては、本署名は代筆可能な署名であり、家族の判断で書いた部分もあると思う。従って、重複している署名が存在していることはあろうと思う。現在、重複した部分を除いた正確な署名総数は分からない。また、承諾を得るということについては、あくまでも家族の判断の中でなされたと思う。厳密に言えばすべてが本人の意思だとは言えない部分もあると思う。本当は中山間地域にも多く行きたかったが、時間がなく町内全体で署名を集めることができなかった。また、その後に集めている追加署名もあり、それはまだ提出されていないなどです。

次に、事業内容に対する質疑では次のようなものがありました。

1 つの町内において、地デジが見える地域と、見えない地域で将来においての方式の違うものが存在してしまうことは町内の統一という面から考えて、おかしいと思うがどうか。

また、地上デジタル放送への対応に共聴アンテナの改修等に対応すべきとの意見であるが、現実、維持管理に部落も限界を感じている部分がある。これについてどう考えるか。インターネット関連への対応は、将来打ち上げられるであろう人工衛星で対応すべきとのことだが、現在、町で考えている光ケーブルの方式がベストであると大学の先生からの意見にもあった。さらに、仮に衛星が打ち上げられても、今、町で考えているようなインターネット環境は確保できないとも言われている。これについてどう考えるか。

これに対する答えと致しましては、お金があれば現在計画しているような事業も良いと思う。しかし、各種税収の減っている現在、なるべく負担の掛からないやり方をしなければならない。1,000 円の月額負担についても、現在支払いの必要のない共聴アンテナ加入者などに、その負担を押し付けるようなやり方には賛成できない。実際、インドやオーストラリアでは、インターネットはこうした衛星により対応していると聞いている。将来の住民に多くの負担を残すような事業はすべきでない。特にインターネット環境などは町の隅々にまで引く必要はない。将来は有線より無線の環境が整備されると思われる。

以上が主な質疑の内容であります。

ほかにも多くの質問や意見が出されましたが、質疑を大きくまとめると以上のような内容であったと思いますので、そのように報告させていただきました。

そして、次に討論を行いました。

まず、請願の採択について反対の討論を求めました。

反対討論の主な意見は次のとおりです。

本情報基盤関連事業は、もともと同一町内で均一でない防災無線の整備をどうするかということから始まった議論であります。これについては、特に誰も異論を唱える人はいなかった。そして、そうした整備計画の調査、調整をしているときに地上デジタル放送の話が沸き起こり、話がややこしくなってしまった。本事業はテレビをどうこうするということが主体の事業ではないはずだ。やはり1つの町で、同一のシステムをつくることが当然であり、そういった整備方針で進めることが妥当であると考えます。よって、本請願を採択することには反対である。

次に、賛成討論の主な意見は次のとおりです。

農業集落排水事業を見れば分かるように現在も加入率が低く、一般財源からの持ち出しを余儀なくされている。この事業も同様に加入率が低くなったときには、一般財源からの繰り出しが考えられ、住民の負担が大きくなる恐れがある。健全な財政運営を行うためにはこの事業は急いで行う必要はなく、住民の合意をしっかりと

取るような環境づくりが必要である。よってこの請願を採択し、関連予算案を否決すべきと考える。

以上が、討論の主な内容です。

その後、採決をした結果、本請願を採択するという意見は少数であったため、総務常任委員会では本請願は不採択とすることと決しました。

なお、本請願につきましては少数意見の留保の請求があり、1名の賛成議員がおりましたので、これを許可し、後ほど発言があります。

以上で、請願についての審査結果についての報告を終わります。

議長（小永正裕君）

これで総務常任委員長の報告を終わります。

この請願第31号、情報基盤整備事業に関する請願書については、宮地議員から会議規則第75条第2項の規程によって少数意見報告書が提出されております。

少数意見の報告を求めます。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

おはようございます。

それでは少数意見について述べたいと思います。

最初に皆さんの所に資料、こういうのを資料をお配りしておりますけども、これは黒潮町の婦人会で婦人連合会の総会のときにこれの学習会をしたいということで、そのときに作った資料でございます。それを皆さんの所にお届けしております。

この請願についてですが、この請願は皆さんもご存じのとおりですけど、憲法16条にですね、何人も損害の救済、公務員の罷免、法令、法律、命令または規則の制定、廃止または改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けないと。で、請願権を国民の基本的権利の1つとして保障しております。そういうところから町が住民のアンケートも取らないし、なかなか住民としては意見を述べていく場がないので、請願をしたいということで署名が始まりました。

それで、委員会の中で出されましたけども、この署名は住民投票条例と違いまして、代筆が可能な署名です。それから、署名を集める人も住民投票条例の場合には制限がありまして、誰でもかれでも登録した人でないと集められないんですけども、これはそういう制限はありません。そういうところで集めてます。ですから、家族の分ももちろん書いておりますし、重複した分があると思います。それはご主人の方をお願いしたときに、よし、分かった。家族の分も、女房の分も書いておこうと言うた。こちら、今度いろんな所で取ってますから、今度、奥さまが、じゃあ、だんなさんの分も書いてとくと。そういうところで十分重複はあります。

ちょっと委員長の説明の中では、あたし、ちょっと違った分ではですね、その重複した分は、後からまだ署名を出しておりますので、十分カバーする数は上がりますよというふうに総務委員会でも申し上げましたけど、まだ提出してない分が、今現在でもこれだけここにきております。もう最終日に提出をまとめて致しますけども、十分それは可能になります。

それからですね、集める段階では、多くの皆さんがたくさんこの事業についていろんな意見を持ってますけども、やっぱり税金負担が掛かるということで署名を集めることにどんどん賛同してくれまして、大体町内では百人以上の方が署名を集めてくれます。それから、いろんな喫茶店とかそれから散髪屋さんとか地元の商店でも署名用紙を置いてですね、みんなで署名を集めております。その終結が、数字では3,322ですけども、最終的にはどういう数字になるかまだまだ上がってきます。今現在も集めてくれてる方がおりますし、届いて

おります。

それから私たちが、委員長の報告にもありましたけど、集めてみて残念だったのはですね、なかなか期間が足りなくて大体1カ月ぐらい。お正月開けから集めたんですけど、エンジンがかかったのが大体1カ月ぐらいでしたので、本当に町内の隅々まで行くというところにはいきませんでした。

でも、集めてみて議員が先頭に立ってももちろん集めましたけれども、多くの方が集めてくれた署名、中で私たちが集めに回ったところでは、留守が多かったのがひとつ残念だったんですけど、大体10軒回りましたら8軒から9軒は賛成で、私たちの署名してくれました。それは主にテレビが見える地域です。

で、共聴アンテナ地域には、どんどん入ってこれからも行きますけど、共聴アンテナ地域の方は仕方がないと。もう共聴アンテナ決めたんだから仕方がないということと、補助制度があるっていうことをほとんど知らなくて、これでやらざるを得んだろうと。そういう方が多かったのが、本当に町としても、もっともっと住民に選択肢があることを教えていくべきだったと思いますし、それは議員としてもそういう方法を取っていかなかったら、住民にとってはもう仕方がないとあきらめなきゃならないのはほんとに残念だったなと。

それで、これからもどんどんそういうことは進めていきたいなと思ってます。

そして、反対署名をしてくれた主な理由ですけども、たくさんは言えませんが総務委員会で述べたようなことをまとめて言いますけど、一番大きかったことはやっぱり16億円の大きな事業費が掛かる。これは今の時代、この不況の時代と、また地方がどんどん衰退していつてる時代。そしてもちろん人口も減ってますけど、この時代に大きな借金をつくるべきではないし、つくってはいけないんじゃないか、これ以上税金負担はごめんだという方がやっぱり一番多かったですね。そして、大きな借金をしてまでやる必要はない事業なのでやめてもらいたいと。自分たちはもう毎日のご飯を食べるのが精いっぱいだから、もっと生活に役立つようなそういうところに税金を使うべきじゃないか、というのが一番大きな理由でした。

2つ目にですね、それに加えて維持管理費がどうしても掛かる。これは町内の隅々まで光ファイバーをやっていきますので、光ファイバーというのは大変高額なものですし、もちろん引くにもお金は掛かりますけど、そのものも大変高いものだ。そういう有線を引いていった場合、その維持管理費たるや、ほんとに誰が考えても大変なものであると。その維持管理費について大きな心配をしていると。ましてやこれは加入料で賄っていくわけですから、加入者が町はテレビが50パーセント入って、それからインターネットが20パーセント入ると、そしてこれは黒字になるかもしれないとか、そういうあれを言っておりますけど、決してそうはならないだろうというのが町民の方のご意見ですね。それで、じゃあその赤字を誰が負担するかっていったら、おれたち町民じゃないかと。やがては、それが子どもや孫たちも借金を負担していかなきゃなんない、将来に負の遺産を残すということを言っております。そして、人口がどんどん減っていつてますので、加入者が増え続けるというふうに町は言ってますけど、そういうことは信用ができないというのが町民の方の意見でした。

で、3つ目にですね、共聴アンテナ地域の人たち、それは先ほどちょっと触れましたけども、あきらめてるというようなこともありましたけど。1つはですね、この方たちの主に反対署名を取ってくれた方たちは今まではですね、組合費がまあその地域によって違いますけど、テレビを見るのに共聴アンテナの組合費は月200円か、その地域によっては年に2,000円の所もありますし、部落費で賄っている地域もあります。それぐらいでテレビが見えたのに、ケーブルテレビが引かれますともう共聴アンテナが撤去されますので、毎月1,050円を払わないともうテレビが見えない、しかもこれは一生払い続けなきゃならない。今の年金暮らし、月3万ぐらいの年金では1日1,000円生活費ですよ。それで1,000円のお金を払っていくというのは本当に苦しいんだと。または、子育てしている人はもう、今手いっぱいいつリストラになるかも分かんないし、まあ、仕事があれば一番いいんですけど、そういうところで本当に苦しいときやってるのに大変だということで、できれ

ば1円でも安いテレビを見たい。テレビが見えるのは1円でも安い方法を取ってもらいたいというようなのが主な内容でした。

そういう皆さんの町民の熱い思いを持って、私はこの請願署名を皆さんと一緒に始めたんですけど、それを総務委員会に提出しましたら先ほど報告がありましたように否決されましたので、少数意見で出させてもらいました。

議長（小永正裕君）

これで少数意見の報告を終わります。

これから総務常任委員長報告および少数意見報告者に対する質疑を行います。

質疑者はですね、委員長あるいは宮地議員かどちらかに対しての質疑ですというふうに明確に最初に明言してから質疑してください。

よろしくお願いします。

質疑ありませんか。

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

委員長にご質問致します。

委員長のご説明の中にですね、賛成意見の中に農業者とか、それから現在ですね、今やっているケーブルテレビでなくて、そのケーブルテレビは急ぐことはなく、もっと住民に理解を求めていくべきだというご説明がございました。

その中でですね、じゃあ一体いつまでに理解を求めて事業をしたらいいのかというふうな、具体的な日程とかはなかったのでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

特に具体的なですね、日程を急げとかいつごろまでにやれとか、そういった議論はありませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

委員長にお聞きします。

私たちこの事業について住民と申しますか、住民の皆さん、何回か集まってもらって私たちの趣旨を聞いていただいたわけで。ほんでそのときに自分は、本当のところをこの事業をやっているか分かん、これは。明日のことが分かん今の時代になってきて、いろいろな予測される中で私自身も分かりませんと。

ただ1つ言えることは、私たちの町の財政の中でこの事業が国の援助があるとはいっても、本当に将来に子どもや孫に対して負担を掛けんかどうかと考えたときに、自分は負担を掛ける事業であるという話をさせてもらいます。

それともう1点は、先ほど宮地議員の報告にもありましたが、ここにおける皆さん、月1,000円負担になる人はいないと思います。しかし年金、月額まあ自分の記憶では4万前後の使途が、これからいろいろ厳しいなっていく中で果たして月1,000円の負担が可能かどうか、できるかどうか。

この事業は先ほど委員長の報告では、もともと防災を基にして進んでいた事業であると。それでテレビは後

からついてきた問題やということでございましたが、部落のほとんどの方はこの事業をやらんとテレビが見えんなる、そんがやったら、やらないかんという受け止め方をしております。が、考えてみたら、そういうテレビを見るためにこの事業に賛成、しょうないねという判断をした方が、結果として月1,000円の負担はようせん。そしたら、テレビを見るためにこの事業をやってもろうたらええと思うてやったことが、結果としてそのテレビも見ることができんなるというようなことが、自分は起きるがやないろうかいうように思うわけです。

そういう中で、町が事業を進める上において、若者の定住とか、それから情報を生かした産業の育成とかいうことも言っておりますが、どれくらいの見込みをしておいでるろうかということについて質問致します。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

総務委員会の中ではですね、具体的にこれからどう使われていって、どういうふうにそれがメリットがあつて、どんなふうに生かされるかとかですね、そういった議論はですね全くありませんでした。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

あんまり質問しとないがやけんこの点については。

いわゆる、先ほど宮地議員が16億掛かるという話でしたがねえ。

議長（小永正裕君）

宮地議員ですか。

（宮地議員より「こっちですか」との発言あり）

12 番（西村策雄君）

ええ、宮地さんねえ。

そのことを踏まえてね、委員会で話があつたがでしょ。そうなったらねえ、まあ、しかしこの16億やけん、計画したときはまあ16億やけん、このスライド制いうかねえ、今物価はどんどんどんどん下がりよりますのね、昨日の高新にも載っちゃったように、いわゆる請負単価にしても何10パーセントかは見直しますよと、物価などどんどん下がりようというがやから。

16億円が半額になったらどうするやという意見は出らったかね、委員会で。

議長（小永正裕君）

宮地さん。

3 番（宮地葉子さん）

私の質問じゃないような気がしますけど、それはありませんでした。私見は述べられませんので。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

山下君。

2 番（山下伊都子さん）

委員長にお尋ね致します。

この問題は質問の中で、防災無線から始まった問題であるから、テレビが、それは後からついてきたという話でしたが。実際に地域を回って行きましたら、まあ佐賀は防災無線が付いていますので、防災無線じゃなく

て住民が重要視されているのは、テレビが見られないっていうことが主な問題でした。

それで、委員会の中で中山間の方の署名が少なかったということでしたが、ここらへんの問題が行政の方がもうちょっと説明が要ったんじゃないかというふうな討論や意見が出なかったでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

そのあたりがですねえ、一応質疑の中でですねえ、出たのが意見としてですねえ、そういった署名を取っていくときに、まあ地域にも入りたいけど時間がなかった、先ほど宮地議員の方からもありましたけど、時間がなくて地域に入って行けなかったと。逆に、そういった中山間の方にもですね、入って来てほしかったという意見もありました。そうしたら、もう少しいろいろ具体的なですね、署名を取るときにもそんなお話ができたんじゃないかといった議論はですねありましたけど。

具体的にテレビが中山間地域で見えなくなるからどうこうとかですね、そこまで踏み込んだそういった内容のものではありませんでした。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

先とおんなし意見ですがね委員長、今度は委員長に何やけんど。

まあ今、いろいろな物価がですね、生産したときのカルテのとりの販売やなくてどんどん下がってますので、そういうことについてのこのいわゆる 16 億円。いわゆる執行部から出した予算案、計画ですのでね、は変わりますが、どれぐらいのいわゆるスライドで下がっていくぜよと、まあ 30 パーセントは下がりますよと。そんな心配はないぜよという、そういうような意見がねえ、そんな話はなかったか。もうそのままやね、役所はそんなもんには 1 文も払いとうないけん、そんなこともやらん。

しかし今、町民はそういうことに非常にね敏感に感じておりますので、委員会もそんな意見は今度ら出らったかのう。今度ら委員長に。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

先ほどですね、宮地議員がお答えしましたとおりで、そういった議論は全くありませんでした。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

明神照男君。

18 番（明神照男君）

先ほどの総務委員長。

（議長より「どちらに、どちらの方に。どちらの方ですか、委員長か宮地君か」との発言あり）

ああ、委員長に。どうもすみません。

先ほどの総務委員長の報告では、署名の形に不備があったがじゃないかというような報告もあったと思うがです。それでこの私たちがこの署名を集めたのは、この事業が私たちの町にとって結果としていい形になるか、場合によったら悪い形になるか、将来にその維持管理費、後年度負担いう問題が出てくるということを基準にしてまあ署名をしたわけです。

それで委員長にお尋ねしますが、総務委員会でこの事業を不採択にしたのは、この事業そのものが財政的な問題でどうなるかということについて、判断の基準を財政的なことについてということのこの問題についての考えで不採択にしたのかどうか。

その点についてお聞き致します。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

まずですね、署名の不備というお話があったんですけど、その署名はですね、不備ということではなくてですね、実際に出てきた署名がですね、後で聞いてみると承認もされていないのに名前が出てたとかですね、私はそんなことは知らなかったとか、そういったことがあったので、それはどういうことでしょうかという質問ですね、で、先ほどのように、家族がまあこれは多分うちのだんなもオッケーでしょうというようなことで書いていったと、そういうものが幾つも出てきたのでおんなじ所にですね、あちこちにおんなじような人の名前が出ている場合があったということがありました。

それからですね、もう1つの判断基準になった部分で、財政的な部分というお話だったんですけど、そのあたりはですね、質疑とか後討論の中でも同様に出たんですけど、これはあくまでも町がインフラを整備していくものであって、先ほど防災無線の話がありましたけど。ですから、収益を伴って何とかしていくというよりは、どちらかという、例えば費用が必要になったとしても、それは町として補っていくべきものであるという視点があってですね、ですから、財政が例えば赤字になったからどうなっていくとかいうようなことよりは、これはもう町として必要なことで進めなければならないと。

だから、その財政の部分ではもうある意味しょうがないというかですね、それは必要なことだというような意見が大半であったように思います。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

私たちが、（議長より「委員長ですか。委員長に対してですか」の質問あり）

ああ、総務委員長。

私たちが一番問題にしているのは結果のがです。事業やることの良しあしじゃないがです。確かに執行部の説明にもあるように、今までもこれから、その情報を生かすとかいうことによる地域の活性化ということは、行政の立場としては自分はそれを否定するわけじゃないがですが、問題はそれから後、この事業によって起きるかも分からないその財政負担、そのことを自分らは一番に考えたわけです。

それで今の委員長の報告では、まあ事業をやるのが行政やと。これから後出てくる問題については、まあしやないがやないろうかというように自分は受けとめたがですが、自分らが心配しておるのは結果がどうなるか。今のように、まあ皆さんもご存じのように100年に一度じゃないですけど、去年のリーマンショックから後、ほんまに不況というかどうかどうなるか分らんような、明日が予測できんような問題が出てきよる中で、恐らく住民の皆さんの所得も落ちるがやないろうかと、そうなったときの問題。自分たちが懸念しておるのはその問題のがです。

それが委員会の中で、あまり今の報告では、そのことについて討議というか、が出ざったというか、それほど重要な問題でなかったような報告でしたが、そういう形で理解していいですかね。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

もちろんですね、財政問題が一番です。で、その部分についてはですね、総務委員会の中でもお金にかんする部分はですね、例えば1,000円負担が必要になった場合、それは大きく町民に対して負担になっていくんじゃないかとかそういった意見はですねもちろんありました。ですから、我々の賛成する人、反対する人両方にですね、同様に財政的にはしっかりしたですね、いろいろな考えがあったと思います。

で、その中でも先ほど申したように、どうしてもこれは町としての整備としてやるべきことだから、そこに出てくる財政負担の支出は必要不可欠であるといった議論の方と、後は、いやこれは違うと。これは先ほど言ったように地上デジタルとかテレビにかんする部分の対応でやる部分だから、それは受益者負担的なもので行っていかねばならないといった、やはりそういった議論がですね、どうしてもぶつかり合うというかですね、お互い両方の主張の中に出てくると。ですが、両者ともですね同じように財政的な部分はですね考えながら言っていたように思います。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

委員長にお願い致します。

署名活動のときじゃないんですがね、あなたよりちょっと若い、インターネットの遅い地区の方でしたけど、インターネットがはよなることについては、ものすごいいいということは考えるけど、光ケーブルの事業で光ケーブルをくまなく町内全部へ回すということについて、その方が先ほどの明神さんじゃないけど費用のことですよね。高価なもんですし、これも耐用年数があつてまた張り替えないかんってくると。そして、その方の言うたことは、町内必要にない所まで引っ張っていく。そのことについて、ものすごい懸念持ってたんですよ。

で、今言うように不可欠な事業だということでの説明でしたけど、実際に今防災無線のことからこのケーブルに発展してきたと言われてますけど、やはり住民の中には防災は有線ですべきでないという意見がもうあるがですよ、数多く。光ケーブルになったら切れぬくいという説明は受けております。けど、皆さん住民の方が思ってる言葉は、災害時にそのケーブルが果たして切れぬいか、切れぬくいじゃなくて、切れると皆踏んでます。

それと、一番その人が言うたのは、やはり財政的な面もあるし、それが必要不可欠な場所に行くならいいですけど、まあこんな言い方は大変失礼かもしれんけど、もうずっと奥の端まで1軒のおうちまでその光ケーブルを引っ張って行くと、そこの方が80代でインターネットは要らないと。それで、テレビだけあったらいいとその人は言うんですよ。そう言ってテレビさえ見えたらええ所まで高価なもの引っ張って行くと、そこがもし後へ入る方がいなかったら、そこまでの経費のまあ1,050円もらうことによって一定限の費用のあったとしても、亡くなったらそこまでのもんは、全部無益になるがやないろうかというような意見もあります。それで、全戸への配布に対して経費も掛かることやし、まあ途中からは無線ランにするとかいうような方法とかいうこともあるがやないかというような話をしてくれていました。

で、便利になることは非常にええがですけど、そういうように町内全部に網羅していくということについての1つの懸念がありましたが、そういうような議論はなかったでしょうか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

そのインターネットにかんしてですね、例えば全戸に引くことに対しての細かい意見等は全くありませんでしたけど、全体的に同一のシステムで町内をくまなくやっていかなければいけないと。例えば、佐賀地区で今はアナログの防災無線ありますよね。で、大方地区にはなくてというような感じでこう不均衡な部分があつてはいけないんで、全体的に今度やる時は同一用のシステムをきちんと整備しなければいけないというような意見はありました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（明神照男君より「議長、自分3回やったのですが、3回目の質問の答弁ですね」という発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 9時 40分

再 開 9時 42分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの明神議員の質疑に対して、委員長の方から追加の答弁がありますのでよろしくお願いします。

委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

ちょっと誤解があつてはいけませんので、そこをはっきりしたいんですけど。

決してですね、無責任に、何ていうんですかね、財政的な部分を委員会の中でですね、いや、後は知らんとか、そういった議論は全くそんなことはありませんでした。

ということでよろしいでしょうか。

（明神照男議員より「そんなに聞こえたけんどね」との発言あり）

いや、それはありません。はい。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

小松君。

14番（小松孝年君）

宮地葉子議員に質問します。

将来、衛星でいろいろできるようになると、インターネットとかテレビとか言いましたけど、その将来というのはいつかということと、それからですね、まあ実際町民にメリットがなくて将来子どもたちに負担を掛けるようになると、まあそれは良くないということは分かりますけれども。

このケーブルテレビを引くことによってですね、まあいろいろと削減される経費とかもいろいろあると思います。そして、もしやらなかった場合、防災無線を引いてですね、その後掛かる経費なんかもいろいろあると思います。テレビ関係もそうです。いろいろと共聴アンテナの補助制度を今以上に上げるというふうここに書いておりますけれども、それも全部町の負担が増えるということじゃないでしょうかね。

で、実際その経費の、まあ両方やった場合とやらなかった場合を比較してですね、その経費の差というか、そういうのは分かっているのでしょうか。そこを質問します。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

将来はいつかということで、まあここで私見はあまり述べちゃいけないというふうに事務局長に言われておりますけども、将来はいつかというの、それははっきりとは分かってないと思います。ただ、私たちがここで署名取ったときとか、それから総務委員会で言った内容はですね、この今、インターネットを隅々まで引いて、先ほど森議員からもありましたけど必要ない所まで引いていく。そういう所になると経費が大変掛かる。それを考えて費用対効果のことを考えたら将来は衛星がくるだろう、くるし、そういう方向にありますので賄っていける、そういうことをひとつ言いました。まあ私見はいろいろありますけど言われませんので。

それから、削減される経費がやればですね、あるんじゃないかということでしたけど。確かに 16 億掛けた場合、経費削減される面もあると思います。けど、それよりも負担の方が大きい。もっと掛かる経費の方が大きい。維持管理費から比べたらもう、維持管理費の方がずっと大きいと思います。

それから防災無線に係ることでしたかねえ。防災に掛かる経費もあるんですけど、これも私たちは無線にした方がずっと有線よりも経費は掛からないと思います。そういう点で、言ったかな、総務委員会で。言ってないかも知れませんが。それか共聴アンテナの何やったかなあ、共聴アンテナのことで言われましたけど。ごめんなさい。共聴アンテナのは何でしたかねえ。

（議員より「いや結構です」との発言者あり）

（議員より「ええ、ええ、もう」との発言あり）

いいですか。すみませんねえ。そういうことです。

議長（小永正裕君）

小松君。

14 番（小松孝年君）

共聴アンテナ言うたがはですね、将来掛かる経費の中でやらなかった場合は、町の経費が増える言いましたけれども、もし、ケーブルテレビやなかった場合増える分で、共聴アンテナの補助金を増やせというのがここに書いてますので。

そうなってくると、やらなかった場合も、その分余分に町の負担が増えるということですね。町の補助金を増やせいう。だから、そのやった場合とやらなかった場合の将来掛かる経費がどんだけ差があるかというのは分かるかというふうな質問でした。

議長（小永正裕君）

宮地さん。

3 番（宮地葉子さん）

はい、すみません、最後の方は質問聞き逃しておりましたけど。

共聴アンテナの場合ですね、私たちは共聴アンテナはもうちっちゃいんじゃなくて割と大きい所で、大きい所というのは、地域を広く取って共聴アンテナを立てていけばいいだろうというのがまあそこに書いてある資料です。ですが、それでやった場合も、ケーブルテレビを隅々まで引くよりはもう格段に安い。共聴アンテナ地域には私はこれをすべきだろうと思います。共聴アンテナを立ててそれを網羅していけば、今までの組合費、それでやっていけるだろうと思いますし、集落整備事業というのがもう町にありますので、それをもっと拡大して補助制度を広げていっても、ケーブルテレビ事業よりも格段に安い。それはなぜかと言いましたら、ケーブルテレビ事業というのは光ファイバー全戸に引きます。全町に引きますので、それだけの経費ですけど、共聴アンテナに対する、それは部分的な所ですね。そこへ十分テレビが見えるようにするということでは、部分的なことですのでそれほど、まあ常識的に考えても経費は掛かりません。当然こういうようにして

町民負担を1円でも安くすると、そういう方法があったのに、私は町の方がもうそういう選択肢を町民にも与えなかったのも、ほんとに残念だなあと。

それから、私たちがそういう選択肢がありますよということを、もっともっと住民に知らせていく議員としても義務があったのにそれができ切れてない、それはインターネットにおいても同様ですので、そのように部分的にできるところをやれば、何も不必要な所まで高額な光ファイバーを引いて、大きな経費を掛けて、大きな維持管理費を以後、掛けていく必要はないとそういうふうに思ってます。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6番（坂本あやさん）

宮地議員にご質問します。

今ですね、宮地議員は必要のない所まで引く必要はないとおっしゃいましたが、町内でケーブル事業ですね、この情報基盤整備事業のですね、必要にない地域というのはどの地域だとお考えになってのご発言をされていたのでしょうか。総務委員会の中でもですね、不必要な場所というのは一体町内のどこを指しておっしゃっているのかということをお伺いしたいのと。

それとですね、お話を聞いていますとケーブルテレビ、テレビのことについてのご説明が非常に多いんですけども、署名を取られたときにもですね、いろんな形でご説明をして署名をいただいていると思うんですけども、そのときに町の姿勢ですね、町は4つの事業を一括で情報基盤整備事業として進めていこう。防災無線を基準にして、それを含めて4事業を展開させることができるのではないかと。総合的な事業計画を進めているということでしたけれども、今、お話を聞いていますとインターネットは必要な人と必要でない人がいるので、その地域によってもそれは格差があるので、その格差のある所には引かなくてもいいというようなふうに聞こえておりますので、テレビもですよ、見える所と見えない所が出てくる訳ですよ、やってみないと分からない所も出てきますよね。そういうことも含めて総合的な事業の説明をされた上で、テレビについて反対という署名をお取りになっただけじゃありませんか。

よくいろいろ聞きますと、どうしてもテレビのことが大きな議論の論点になって、それのご説明が非常に多く聞こえるんですけども、私が聞いている中ではですよ、やっぱりインターネットの要望というの非常に強いので、テレビというのは今からインターネットでも見れるような時代になってきますよね。そういうことも含めて説明された上で、この署名をお取りになっているのか。4つの事業についての説明をきちっとした上でですね、この反対の署名を取られたのか。

そういうことは委員会の中でご説明になりましたか。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

必要のない所という質問でしたけど、これはあそこが必要があってここは必要がないと、そういう固定的な所じゃないんです。ただこのケーブルテレビ事業というのが、先ほどから言っておりますけど町の隅々までいった場合は必要のない所が当然出てくると。そういう所までこれはもう全部に網羅していくので、それを考えた場合には経費が莫大に掛かると。

それを考えたらもっと必要な所、テレビであれば必要な所にやっていく、インターネットだってもうそれは総務で言ってますので、あんまりインターネットのことはここで言えないかもしれませんが、今、渡した資料には書いてありますけども、そういう所をやった方が絶対経費はまあ何倍も安い。それは1つです。

それからですね、4 事業について説明して署名を取ったかというお話ですが。町民の中では、町からガイドブックが出ておりますけども、これを見ても一番関心あるのはテレビが見えるかどうかです。それは議員も住民の中に入って行かれたらよう分かりますと思いますけど、この事業で俺らはインターネットはやってないから、やっている人もおりますけど、テレビが見えたらいいというのが一番大きな関心事ですので、やはりそういう質問がどんどんきますので、そういう話をします。そこでお話ししたところで私たちは署名を頂いていますので。100 パーセントの、全部を後は文面でお話しておりますねえ。

それからですね、インターネットの、ありますかねえ。

まあ、主に関心は、私が言いたかったのは、関心事はテレビがどうかということが一番大きいことでした、住民の中ではね。

そして、署名を取ってくれた方は確か 100 人以上の方がいると言いましたけど、署名を取る権利、または署名をする皆さんの請願する権利っていうのは、100 パーセントこれね住民が分かった上で、町のやってる事業が 100 パーセント分かった上で署名を取らなきゃいけないというものじゃないんです。自分がこの税金は本当に大変だと。税金負担をやりたいくないというその気持ちだけでも私たちはもう請願する権利、お上に物を言う権利、そういうのがあるわけです。そうでなかったら全部 100 パーセント分かってなきゃ署名が取れないと言ったんなら、私たちのいわゆる保障はされませんよね、住民のね。

権力というのは、いろいろなものを持ってますけども、住民っていうのはもう、それほど全部情報持ってるわけでもないですから、その 1 つのものがあれば、どんどん請願をしていいと思います。私はそういうふうに考えて、皆さんから集まった署名はそういうところで提出しております。

議長（小永正裕君）

坂本君。

6 番（坂本あやさん）

ちょっと分らなかったんですけど、ケーブルテレビとかブロードバンド化してずうっとケーブルを引いた場合ですね、やはり、その必要がないと考えられるものというのは、何を指しておっしゃってるんですかね。

例えば、テレビを見ることは必要であったとしても、インターネットは必要な人と必要でない人がいるというようなご説明だったと思うんですが。情報基盤整備の情報防災無線なんかについてはですね、全体的に引いていかなければならないというようなお話はないのですか。

（宮地議員より「もう 1 回お願いします」との発言あり）

情報基盤整備事業の中の防災ですね、防災にかんする。あ、ごめんなさい。宮地さん、宮地さん。宮地さんに引き続きなんですけど。防災のことについてのそういう話っていうのは全くしないで、やっぱり住民の皆さんが興味があったケーブルテレビについてを中心に取られた署名が今回の署名というご説明でいいわけですかね。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

いえ、そういうことではないです。防災の質問があれば防災もする。それからインターネットの話があればインターネットもしますねえ。でも、町民の多くはテレビだった。いろんな方にお話ししても、もうテレビだった。テレビさえ見えたらええというような方がほとんど多かったですね。だから話の中心はそういうふうになりました。それはもう言うておきます。

議長（小永正裕君）

大西君。

17 番（大西章一君）

こういう問題はやねえ非常に反対の声がある（宮地議員より「どっちに質問やろかねえ」との発言あり）あ、委員長。

こういう問題がよねえ、非常に反対の声が強くて、また大きく聞こえるもんよ。ほんで今回、例えば委員会の中でよねえ4点セットの説明が不十分であるとかよねえ、あるいは特債を使う、こういうことの、これをもう一度よ、執行部に何らかの形で説明を持ってもらおうと、そういう方向性の意見はありませんでしたか。

議長（小永正裕君）

総務常任委員長。

総務常任委員長（下村勝幸君）

具体的にですね、執行部に対して、例えばもう1回そういった住民説明会を持ってくれとか、そういう意見はですね、特にはございませんでした。

議長（小永正裕君）

大西君。

17 番（大西章一君）

宮地さんにお伺い致します。

ずうっと説明していく中で、先ほどちょっと坂本議員も説明しよったように、4点セットについては署名のときにですね詳しく説明をして、しかもその16億ということが、まあ僕なんかの地元で声を聞くとよね、もう16億にびっくりしてよね、で、もうテレビのことでそれだけがイコールになって反対と。ほんで僕が回って行くとよねえ、ああ、そんながやったかというような話も、これも実際あるわけです。

だからそのへんでよねえ、十分に説明して、それから特債も使うと。ほんで単年度では2億7,000万ですか、そういう予算になるというところまでしっかり説明をして署名をもらってるのか、それとも先ほどからよく言われるように隅々までケーブルを引っ張ると大変な金になると。だから16億も掛けてテレビをと言うとね、一般の住民の人は非常にそこで誤解招くんですよ。そのへんしっかりこう説明されてるのかどうか、宮地さんにお伺いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

私たちはできる限りのことは説明はしております。それで16億というのも、もちろん国の補助金もありますけど、国の補助金も税金だというふうにも付け加えております。ただ、これ補助金をもらえるからいいんだとかそういうふうな説明はしておりません。そういう税金の中で私たちは賄っていかなくちゃなんないということで、それから今の不況の時代に大変であるという話もしながら全体をやっております。ただ、住民の方が先ほどの坂本議員のときも言いましたけど、防災の話をしてインターネットの話をしてなかなかテレビのことにどうしても質問が集中してきます。やることは私たちはやっております。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（議員より「なし」との発言あり）

ありませんか。

（議員より「議事進行」との発言あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長報告および少数意見報告書に対する質疑を終わります。

次に、陳情第 28 号、派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める陳情、陳情第 30 号、WTO 議長案を拒否するよう求める意見書提出の陳情についての委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浜田純一君）

産業建設常任委員会に付託されました議案について報告を致します。

産業建設常任委員会に付託されました陳情は、陳情第 28 号、派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的な改革を求める意見書、及び陳情第 30 号、WTO 議長案を拒否するよう求める意見書でありました。

陳情 28 号につきましては、昨年秋以降アメリカ発のこのサブプライムローンの破たんにより世界の金融危機が深刻化し、製造業等、特に自動車、電気などがありますが、輸出の減少により収益が悪化したため、大企業および関連企業において派遣労働者の契約の打ち切りや、期間工の雇い止めなど相次いで行われておりまして、このままいけば雇用不安がデフレを深刻化させ、さらなる景気の悪化につながるという悪循環に陥るという恐れがある。

景気後退局面に入るや否や、非正規労働者を解雇するなどということは許されることなく、大企業に社会的責任を果たさせて、その背景にある労働者派遣法の抜本的な改正を求めるというものであります。

続いて、陳情 30 号は世界貿易機関 WTO の多角的貿易交渉ドーハ・ラウンドで、昨年 12 月に農業交渉の大枠のたたき台となる議長案第 4 次案が出されましたが、中国、インドなどの反対により交渉は決裂を致しました。議長案は日本に一層の市場の開放を要求し、日本農業の壊滅につながるもので、農業者と国民に危機感を与えております。

日本の食糧自給率は 40 パーセントと先進国中最低であり、食の安全をめぐる問題などを通じて自給率を抜本的に引き上げる必要があるという点で国民的合意があります。世界的食料危機と言われるときに食料を他国に任せることは許されず、各国が自国で農業生産性を高めることこそが求められており、わが国は今こそ食糧主権を確立すべきであり、WTO 議長案も拒否するよう求める意見書を採択するものと致しました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました議案については採択するものと致しました。

議長（小永正裕君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに陳情第 28 号、派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める陳情について質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に陳情第 30 号、WTO 議長案を拒否するよう求める意見書提出の陳情について質疑ありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

私もこの陳情には賛成なんですけどね、ここでやっぱり今、日本でも食糧自給率が低いということで、輸入農作物が出てたら本当に大きな問題になると思うんですけど、この委員会の中で、何か議論がこの陳情について何か意見がありましたらどういうふうな意見があったかお聞きしたいと思います。

議長（小永正裕君）

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（浜田純一君）

先ほども申しましたとおり、食の安全、昨年の中国で大変な問題、何かギョウザの問題がありましたね。そういうことも含め、そしてまたこの自給率をですね、抜本的に上げるということがまあ話し合われました。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に陳情第 23 号、ペット移動火葬車の現行法に基づいた取締まり強化についての陳情、陳情第 25 号、臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情、陳情第 29 号、物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情の委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

陳情 23 号の方でございますが、これは今この辺にありませんけど、動物、ペットの犬、猫の火葬を車でやる移動火葬のことについてのあれで、道路法違反とか公共の施設でのそういうことをすることについて、危険性が高いとか、それからペットは今家族同然になっております。そこに付け込んだ、これにはまあやぐざ絡みと書いて、そういう裏社会の方々の事業もあって、法外な手数料とか火葬料の請求があるということで、それは是正を国に強く求めることでありましたけど、委員会での議論の中では、これは所管である保健所、道路交通法でしたら警察、この方がまずきちっと指導、取り締まりをすべきであろうということに基づきまして、今回これについては不採択ということに決定致しました。

25 号の方でございますが、これにつきましては、臨時教員の処遇改善と正規職員の大幅な採用増を求める陳情書でございます。これには長年臨時職員さんをやって、毎年毎年、臨時さんでやっている方が多く含まれております。そのような方々が 1 年間行けたらよろしいんですけど、半年、3 月のたらい回しという言葉は悪いかもしれませんがそういう臨時でつないでおります。そういう方々は、やっぱり社会的に安定もできませんし、また職場で一生懸命教えていても次どこへ行くか分からないということもあります。やはり今特に高知県は学力のことがうたわれております。そのためには教員を正規で増員し、そういうように学力の格差の是正をする上にも、今、県にお願いしたいことは、正規の職員いわゆる不安定な職場に置かれるんじゃないくて、一生懸命やれる職場をつくることも含めまして、これは採用すべしということと決しました。

29 号になります。この方は物価上昇に伴う年金引き上げについての陳情でございますが、これにつきましてはもういわゆる年金が 3 万代、月額 3 万 5 千円ぐらいしか頂いてない年金の方もおりますし、不孝にして 25 年掛け損う方にとってはこれは無年金の、これ、あくまでも国民年金の話になりますけど、無年金の方々がおいでます。その中でどういように生活するにもまあ、本当の無年金でしたら、生活保護とかいろんな補助もあろうと思いますけど、この 3 万 5 千円とか 5 万、4 万とかいように低い水準の年金の方々がどうしても生活が困窮してきます。そのためにもやはりまあ、年金月額 8 万を確保していただきたいと。まあ、また物価が上がったときにはそれに見合うようなスライドで弱冠上げていただきたいという要望でした。

私らあも今からその世界に入っていきます。そうした上で、やはりそういう方々の収入というかそういう保障があれば、地域の経済にも寄与するところがあると思います。そういうことで地域が潤うということを考えた場合に、これは採択すべきものということで採択を致しました。

報告は以上です。

議長（小永正裕君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、陳情第 23 号、ペット移動火葬車の現行法に基づいた取り締まり強化についての陳情の質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に陳情第 25 号、臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情についての質疑ありませんか。
明神照男君。

18 番（明神照男君）

陳情この 25 号についてですが私も賛成です、これにはね。

お聞きしたいのは、今の臨時の方は正規の先生になるために一生懸命やりよると思うのですが。それで正規の先生もそれなりという言葉は悪いですけど、やっておいでると思うのですが、結果としてこの委員会の意見にあるように学力の格差の問題。学力の格差の問題が出ておるという現実の問題ですね。この問題について、まあ先生も含め、まあ保護者も含めて私たち大人というか、今の日本の全員が考えを持っていかないかんがやないかというような意見は出ませんでしたか。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

そこ、まあ、学校だけの問題じゃなくて、周りの問題もあるがじゃなかろうかということまでのあれには至りませんでした。ただ、やはり今、職場の安定ということもありますし、そういう面で、まあできたら 1 学級に正規で先生 2 名を付けて、まあ言うたらフォローするいうたらおかしいですけど、ちょっとこう詰まった所の補習を同時に、同時進行で授業中の中でやっていけるようにするには、やはりそこを臨時で対応するがではなくって、採用された正規の職員さんとして、胸を張ってその中でおって何年かそこで過ごすいう、教鞭に立っているようなことの方が重要じゃなかろうかというような意見は出ましたが、今、言うように問題としては家庭の学習とか、いろんな問題があると思いますけど、そこまでの話にはなりませんでした。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18 番（明神照男君）

今、30 人学級とかいうことで、生徒が多い。もしくは先生が少ないいう問題が出ておるわけですが、自分らのときには 40 人から 50 人ぐらいが 1 クラスでね、やっぱそこに自分は家庭いなかね、先生の問題とは別に、やっぱ家庭の方にも問題があるがやないかなあというように思うもので、まあ、そういう質問をさしてもろうたわけですが。まあ、今、その問題についてはなかったということですけどその点で質問させてもろたがでした。家庭の問題でね。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

先ほどと同じ答弁になりますけど、その家庭のことまでについて、まあ問題点も家庭にあろうではなかろう

かというような議論には至らなかったことで、よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

山本君。

19 番（山本久夫君）

ちょっと委員長、これを採択するということですけど。その主義の中でね、人をよけ入れりゃあ学校も良くなってね、育も充実するというものではないと思うんで。反対にですよ、要はどういう人を雇うかやからねえ、そのへんの議論はちゃんとねしたやろかと思ひましてお聞きしたいんですがねえ。

議長（小永正裕君）

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（森 治史君）

誠に申し訳ありません。人事権がないものでして、議会の方に。まあ、先生をどのような先生を入れるかということについてまでは、そういう深い議論には至っておりませんが、やはり何年もこの不安定な形での臨時教員の生活をやっている方々のこと含め、まあそれと今のいわゆる学校でのいじめ問題、その他の問題についてももうちょっと目が届くようにするには、やはり教員が増えてええという訳でもないがですけど、まあそういうような観点と、それから、さっき言うたように学力の格差を1つでもなくするには、そういう体制が必要ではなからうかという観点からの採択でありまして、その先生が、どういう先生を雇うべきかというような議論まではやっておりますので、すみませんがそういうことで。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に第 29 号、物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで委員長報告および委員長に対する質疑を終わります。

この際 10 時 35 分まで休憩致します。

休 憩 10 時 16 分

再 開 10 時 35 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論を行います。

陳情第 23 号、ペット移動火葬車の現行法に基づいた取り締まり強化についての陳情の討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで、陳情第 23 号の討論を終わります。

次に陳情第 25 号、臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 25 号の討論を終わります。

次に、陳情第 28 号、派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める陳情についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 28 号の討論を終わります。

次に、陳情第 29 号、物価上昇に見合う年金引き上げについての陳情の討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 29 号の討論を終わります。

次に、陳情第 30 号、WTO 議長案を拒否するよう求める意見書提出の陳情についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第 30 号の討論を終わります。

次に、請願第 31 号、情報基盤整備事業に関する請願書についての討論はありませんか。

反対討論から。

反対討論ありませんか。

賛成討論ありますか。

山下君。

2 番 (山下伊都子さん)

この情報基盤整備事業に関する請願書に賛成の討論を行います。

私はこの 12 議会が終わりまして、佐賀の山間部をずっと署名に回ってまいりました。しかし、この委員長報告の中で、山間部の署名が少なかったというふうにおっしゃっていましたが、確かに山間部の所ではお年寄りたちが多くって、署名に対しては、もう自分たちだけでは維持管理がなかなか難しいので、部落がケーブルテレビでいくって言うなら仕方ないっていうふうな話がほとんどでした。

しかし、年金だけで生活をするにはもう本当に介護保険やらとか後期高齢者の医療保険などの負担がすごく多くって、これ以上の負担は大変だ。80 歳の人がニラをしながらとか、そういう中で生活をしてるんですね。で、この中でこれ以上の負担は本当に大変だということでおっしゃってありました。だから確かに無線ですか、防災無線も必要ですし、それはやってはもらわないかんけど、テレビにかんしては本当にもっと基盤整備のある補助事業があるんだったらそれも言うてもらいたかったしっていうふうな話もありました。

それと佐賀の地域の中では、行政説明では見えないということで仕方ないっていうふうなことがほとんどだったので、私たちはもうちょっとちゃんとした情報を町は流してもらいたかったっていうふうに思っております。

それで、やっぱりお年寄りたちは負担が大変です。そして若い人たちもこれからの負担が大変ですので、それと、これからの維持管理の問題を考えてみましたら、本当にこれを今すぐやっていい時期かどうかっていうことでは、私は情報基盤整備に対してこの請願には賛成をしていきたいと思っております。

議長 (小永正裕君)

次に、反対討論ありませんか。

田辺君。

4 番（田辺 守君）

反対の立場で意見を述べます。

この情報基盤整備事業もですね、ひとつ上水道じゃあ県道の改良、町道の改良等々と同じ基盤整備だと思っております。特にですね、中山間地に住む住民にとりましては、各部落でも行っておると思いますが、部落総会を1月の当初に大抵の部落は総会をします。ある地域におきましてはですね、テレビの共聴アンテナ、これでテレビを受信しておる地域においても、部落の総会で2011年の地デジに移行する旨においてどのようにするかという議題の中で、今回の町がやろうとする情報基盤整備事業に乗っていかうという議決をされておる地域もあります。また同じ町内に住む住民としてですね、この環境の格差といいましょうか、情報の格差。これを町が今回取り組んでやっていく。

今まで道路の改良、または上水道のことなどについてもですね、ややもすると中山間地域、端々に住む住民は後回し、後回しというふうになってきました。これはある意味、費用対効果等々のことについても一定理解はできる訳ですが、今回、町長は職員を通じて事前に相当の情報基盤整備事業に対する勉強もしております。職員の方からもですね、これやったらやれるんじゃないかというような答申も受けて、町長が不退転の決意でこの事業に取り組んでおる訳でございます。

ぜひとも中山間地域、そういういろいろ社会基盤の弱者のところに、全戸に挙げてこの事業をやっていかうという事業でございますので、大いに賛成を致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に反対討論ありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

私はこの不採択に対しての反対討論をさせていただきます。

（議場より「賛成やろ」との発言あり）

（議場より「請願やろ」との発言あり）

ああ、請願よう。うん。請願について賛成の討論を。ごめんなさい。間違うちよりました、すみませんです。

やはり、山下議員が言われたようなこともあります。私と致しましてはこれ今の田辺議員とは全く反対の意見になりますが、署名で回ったときに一番強く出された声は、いわゆる情報が不足してる、説明責任を果たしてない、行政は説明責任を果たしてないと。そういう強い声があります。で、なぜかと言うたときにそれと我々の声を聞いてくれない、耳を傾けないと。そういうことに対する不満。で、これは、やってしまったら後戻りできません。それと、やはりいったん加入すると1,050円のお金は永久に払い続けなくてはいけない経費になります。そういうことを考えたときに、それではよう入らないという、そういう声を多く聞いております。

確かに山間部、その他いろいろな所で条件が違います。それを是正していく、それは大事なことだと思います。けど、この方法だけではなく、要は、住民にしてみましたらこの基盤整備事業で掛かるいわゆるインターネット、テレビ、それと防災無線、これに対する経費等、他の方法との比較も全然さしていただけでない。そういうところの不満もあります。やはり住民が今一番求めているのは、もっときちっとした資料の提供と説明を、十分に納得のいく説明がほしい。

それと、なぜこんだけ早急にせないかんのかという問題点をよく聞きました。私たちはなぜこれを署名活動

に走ったかといいますのは、やはり、税金での投入。赤字が出た場合には、税金での投入で穴埋めをするということです。いつまで続くか分からない穴埋め、これに対してもものすごく不安を感じております。これがいつたん始まると行政側の言う未来のためにですけど、未来に明るい光がある代わりに、未来に対してこういう負の財産、いわゆる税金からの持ち出しで穴埋めするという行為、これが永遠に続くことになります。やはり、そういう観点から致しまして、これは今早急にやる事業ではなく、もっといろんな比較した事業と対比して、やはり後々住民に負担の掛からないようにすべきだと思います。それによって、このあれには賛成を致します。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論ありませんか。

山本君。

19 番（山本久夫君）

請願にちょっと反対する討論します。

資料で今朝もろうた、このなぜ反対するかいうのをずっと前々から読んでもらわしたんですが、あまりにも突出しちゃうというか、言い方が。あまりにもこの度が過ぎちゃうという部分があるんじゃないかと思います。

その事業についてはね、16 億掛かるということで 16 億のことばかりは書かれております。しかし、これはもう前々からの話で事業をやるにはね、起債もせないかん。起債をするには、じゃあどんなもんを借ろうかいう話で、その中で合併特例債であつたり、過疎債であつたり辺地債、少しでも有利なものを借ると。有利なものを借るということは借金です、言い変えれば。しかしながら国、県、町に対するシステムがですね、借ったお金は交付税でまた返せる、これで返しなさいと。またくると。そういうシステムで実際自腹を切るのは、約 3 億ぐらいいうことになってます。もうこういうシステムですから、もうええかげんに、長いこと町会議員もされておつたら、もうええかげんにこのへんは理解せん。16 億がそのまま借金で、大変なことやというようなことばかり話に出てしまうと、そういう話になってしまう訳です。

一番最初にこの説明を受けるときにね、佐賀には防災無線があつて、大方にはないと、この合併を機にそのでこぼこを直そうと、そういうことが一番最初の目的で始まったわけで、その防災をやるにはじゃあ、どうかいうたら佐賀はまだアナログやからデジタルに変えないかん、そのためにはお金が要る。大方地域はどこもやってないから、それも含めると 8 億、9 億というお金が掛かる。8 億、9 億のお金が掛かる中で、補助率が非常に悪いから、防災は、出すお金は一緒、3 億くらい要りますという説明で、そういう議論をしている間にテレビの問題が入ってき、携帯がまだ入らない所があると。そういうもろもろの問題を加味して、今、現時点で考えられるそういう問題をクリアできる一番最善の方法は何かというたら、ケーブルテレビいうことになったわけ。単なるそれは手段、方法を選んだだけの話でね、テレビのため、名前がなまじっかケーブルテレビやからテレビのことばかりになってますけど、実際はそうじゃない。

同じ町に住んでいて、片一方の町には、災害時にはいろんな情報を流してくれる。片一方は何もない。これではまずいやろうということで、そのでこぼこを直すために、一番の目的は行政防災無線なんですから。防災を何とかしようということで始まったわけです。その内にテレビのことをつまみ食いするようにね、テレビやテレビや言いゆう。

今、現在でもね、佐賀では共聴で今見てる。民放を。あの人なんか民放見るのに極端にいうたらお金を払いようですよ。今、僕なんかは民放、テレビ高知さんもそう、見れるわけです。ただで。しかし、今の時点でさえ共聴でお金を払うて見ゆう状態。これをまた続けるんですかということになるわけ、このケーブルテレビをやらなかつたら。そういうことはね、もうええかげんにして同じ町ですから、同じ時間に同じ情報が得れるような情報基盤はせないかんがやないです。

これがね、福祉とか教育、こういうものであれば、一般財源をつぎ込むことは何にも言わん、それが2億掛かろうが、3億掛かろうが。今、民生費を黒潮町の中でどのぐらい使ってます。80億の予算の中の2、3割使ってますよ。福祉、教育に。その金も税金です。そのことについてはね、無駄じゃとは言わん。何で情報基盤だけが無駄なん。命を守る情報を提供することに何で税金を使うたらいかんがです。それがね、変な話になる。それやったら独立採算制ですべてやらないかんなる。

合併したときね、佐賀には給食があったから、だったら中学校、大方にはないから給食も広げましょういうて今年6月からやりますよ。そうやってお互いでこぼこは少しでも直せるとき直さないかん。我慢できるでこぼこは置いちゃったらええんです、お互い。しかし、片一方ではゼロ、片一方では100というようにでこぼこは直さないかん。そのために一般財源を使うことに何の不思議がある。そういうことになるがじゃないです。もうええかげんにね、16億、16億で何ぞのように言うけど、16億の中の持ち出しは3億。あと7割は助けてくれなあいかんやいか。助けてもらわなあいかんでしょ。それがもう行政のシステム。もうそれは理解していただけりゃあええかげんに。このことがあまりにも町民に多く言われるから、もったいない、もったいないいう話しか出てこんがです。人を助けたり、人を救うためにね、お金は使わなあいかんでしょ。

道路が悪けりゃ直してくれいうて要望はいっぱいくる。その生活道を直すことに一般財源、税金を使うことは惜しまん。じゃあ情報が通る道も直さないかんでしょう。情報が通る道も整備せなあかんがですよ、おんなじように。あなたは逃げてください、あなたは知らん顔じゃあいかんでしょ、おんなじ町で。

だから、こういう請願はね、請願を書いた人はどうのこうのは私は言いませんけど、書く側、それをする、行動する人が、もうちょっとねえ冷静に考えてやるべきや。そういうように思います。だからこの請願は私は反対です。

以上です。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論ありませんか。

竹下君。

16番（竹下扶佐雄君）

まず、請願について賛成の立場から討論を致します。

これは財政問題、山本議員から出されておりましたけれども、大体合併前のこの財政シミュレーションでは、大体72億。それから合併後のシミュレーションでも大体72億が、これが75億に膨れ上がって、20年度の決算段階では82億に膨れ上がって、そして今年度の一般会計の予算書が大体82億です。だんだん、シミュレーションというのは、これだけの健全財政の運営をしていくのにこれだけで抑えていかんというひとつの目安として、そのシミュレーションが議会でも検討されてそのシミュレーションを立て、健全財政の運営の面からひとつはそういう形でいっているのにだんだんだんだんこの財政運営が肥大化をしていきようこんにち。

一方、国の経済情勢はどうか、100年に一度のこの財政不況時代や。そういう中でまだ、かなりのまだ住民負担というのが、これが消費税の増額とかいろいろな形で今出てきて、介護保険料も1万ちょっと今度は値上げをしなきゃならん。国保税も上げなきゃならん。住民負担というのはどんどんどんどん重なっていきます。

こういう状況の中で、今論議されているこのケーブルテレビに対して、これをやった場合にそりゃあ確かに16億に対して国からこうしましょう、ああしましょうと言う。かなりそこそこの援助もあります。しかし、議会で一番検討を加えていかなければならないのは、将来このケーブルテレビを導入をして事業を始めた場合、それに対して加入者がいったいどの程度あるのか。この加入者の見通しも立っていないんです。30パーセント

に終わるのか、50 パーセントに終わるのか。

窪川町の、隣の窪川町、四万十町ですか、ここでは町全体の皆さんに対してケーブルテレビはこういう形で運営をしていくと。そのことに対して皆さんケーブルを導入した場合には、参加しますかどうかというところまでずうっと皆さんの意向を確かめる。そしてこれで 70 パーセント以上に加入者がもう承諾をしている。70 パーセント以上になると、経営は何とかやれます。

しかし、農業集落排水事業、あるいは漁業集落排水事業の中では、一般会計への持ち出し分、一部特定の皆さんの利用者に対してね、それに対して一般会計から 3 千何百万、まあ、交付金で返ってくる分が、見てくれる分があるからその交付金と、町が単独で出さなきゃならんもんは、分ければ 1 千数百万というものが結局一般会計からもうずうっと出さないかん。これは加入者を何とか増やさないかん、増やさないかん言いよるけれども一向に増えないんです。赤字が解消できるような状況では。

ところがこれを不退転の決意でやります。新聞で堂々と報ぜる。住民が加入するとか、どんな状態ですか、やるが、やらんが、かいうて言われたら、不退転の決意でやります。そういう行為だから、住民の批判の世論というものをいわゆる請願書で集めて取ったんです。私は請願書が 1 人でも 2 人でもあろうともこのケーブルテレビには絶対反対をしなければならぬ。議会の議員として反対すべきやと、すべての議員が。

なぜなら、まだどれだけの加入者があって、将来運営はこれで十分やっていけるかどうか見通しまで立てない状況の中でね、あまりにもずさんな形で、こういつて金がどれだけ要るのか分からんような状況で、財政が持ち出しがどれだけ要るのか分からんような状況の中でこれを進めるという。そんなばかげた話がありますか。

1 つは町の財政枠の中でこの事業やったら、まあ何とかやれるからやってみようかということと、そういう見通しもない。ほとんど入野地区では、ほとんどありませんよ、はっきり言って。加入者は。

何じゃそんなケーブルテレビなんか使わんでも今の UH ですか。そのアンテナで十分、チューナーさえ替えればできますから。インターネットというのは我々使わない。そんなもの使わんでも十分生活ができるから。お年寄りがね、60 も 70 もなったお年寄りがインターネットを使うてまわるような家庭はそんなにはないんです。

情報、情報、災害があった場合はどうすらあ、これはお互いに周囲の人たちが連絡を取り合ってお互いに助け合っていく、そういう体制を組まなきゃならない。ケーブルテレビがついたからそこで情報を得て、避難してくださいというて言えばみんなが避難すると、そんなもんじゃないんですよ。だから私はそういうことよりも、今の町の財政の枠の中で本当にこれをやろうとするならどんなことが必要なのか、何をせなあかん。

私は 70 パーセント以上の人たちの加入者があれば私は賛成しますよ、その人たちのために。しかし今の段階でそんなことはまだ決まってない、見通しが立ってない。そんな立たない中で金が、将来どれだけの負担が要るのか分からない状況の中でこれをね、不退転の決議でやりますというようなことは、口が割けても言うべきではないんです、こんな。

私はそういう面から、絶対これは踏みとどまってもう一度慎重に討議をすべきやという立場から、この署名に対して賛成を致します。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論ありませんか。

下村君。

15 番（下村勝幸君）

反対の立場から意見を述べたいと思います。

そもそも、一番この総務委員会の中でもいろいろ疑問となったのが、この事業自体がですね、独立採算でや

るべき事業なのかどうかというところが一番この僕はベースにあると思います。

で、先ほど来皆さん言ってるように、今の時点ですでね、例えば、加入率は上がるか上がらないかとかいう話がたくさん出るんですけど、僕もっとこれをです前向きに考えて、今の提供されているテレビの内容であればですね、多分そんなにわざわざお金を出してまでそれに入ろうっていう人は少ないと思います。ですが、今後です、ここの中にいわゆるコンテンツといいますけど、新しいメディアになるもの、新しい情報が入ってきた場合です、じゃあ、加入してみようかとかいう人は必ず僕は増えてくると思います。

例えば、この議会の中継をやりましょう、この議会を全町民に見せましょうっていうことをアピールしてみてください。必ず見たいという人はいると思います。これが加入率を上げていく方法の一番早い方法じゃないかと僕は思ってます。ですから、今からは前向きに考えて、ぜひ、そういった加入率を上げていく方向も議論に、もう前回の12月議会で4,000万円という実施設計、また今度の計画、そのこの部分の予算も挙がっているわけですから、執行部の方も次の新しい展開に向けてのですね、前向きな戦略をもっと練るべきときであって、やるか、やらないかとかを言う、もう時期ではないと、私はそのように思っています。

それから、例えば、よく議論の中に出てくるその農集とか漁業集落排水事業の話が出ます。あれとおんなじように、その加入率が上がらんかったらどうするがぞというような話もありますけど、先ほど言ったみたいにこの事業は本当に町民に対して、例えば防災の部分であれば、家の中にいてもいろんな情報が聞けるような環境が今からつくれるわけです。ですから、先ほどの請願の報告のときにも申しましたが、全町民に、すべての本当にこの町内に住むすべての人々にこれは届いてなければ意味のないものなんです。

例えば、あの地区では使わないから必要ないとか、使うからどうこうとか言うもんでなくて、これは全町民同じように聞けなければ意味がないですから、これは今町が計画しているように本当に町民すべて末端まですべての家、そのこの住まわれているすべての家にまで届いていなければ全く意味がありませんから、その方向で進めるべきものであって、ですから、例えばここに費用が掛かってできないとか、将来にそれは負の遺産を残すとかいう意見は、今のこの自分たちが進めていくものの中には、もう当たらないというふうに私の場合は理解しています。

ですから、この今出てるその請願については、反対を致します。

議長（小永正裕君）

次に賛成討論ありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

私は賛成ですから賛成の討論致します。

まず、1点目が町長はもともこの事業は住民の皆さんのお考えをお聞きしてやると言っていたように思うがです。がそれが、昨年の6月議会でしたかね、やると言い出して、それからまあ先ほど竹下議員のお話のように何が何でもやると。確かに君子豹変という言葉はありますが、その豹変の形が私にはおかしい形。

それで、2点目が防災のためということでこのケーブルテレビ。確かに防災、それからまあ私たちのこの議会の実況の問題とかいろいろな面もないわけじゃないと思うんですが、ひとつ防災の面で私気になるのは、災害が起きたときにそのケーブルに問題が出たら、肝心なときの対応がでんではないだろうかということを懸念するわけです。まあ、聞くとこと言いますかね、これもまあ情報になるわけですが、もう国はすでに衛星を利用してその防災対策に取り組んでおります。確かに私たちのところは田舎でもあるし、その取り組みが遅れるということは考えられます。が、まあ、話によるとこの携帯電話でそういう情報は受けれるという形の事業が進んでおるわけで、まあ、今問題になっている高齢者の方、高齢者の方が果たしてどれぐらい携帯を持ってとか

ということも出てきますから、私が先ほど言った災害が発生したときにそのケーブルが切れたらどうするぜよというような理屈を言ってもいかん部分もないわけじゃないですが、ただ、もう国が国の責任でやるという防災の対応、それがあるのにどうしていろいろな問題が予測される、困難な問題が予測されるのにやらないかんのかと。

それから、3 点目がテレビです。テレビはまあ難視聴対策というような問題もあって、ただこの問題につきましても昨年の11月13日、日本経済新聞に出ちよる記事ですが、これも情報です。地デジ難視聴対策に免許という見出しで、総務省は、NHKと民間放送系のBS放送会社5社が出資する放送衛星システムに、地上デジタル放送の難視聴対策に衛星放送を使うための予備免許を交付すると発表しております。これは山間地など地デジで受信しにくい地域に、衛星の電波を利用して放送波を届ける業務を担うというようなことで、まあこれも明日すぐにいうことではないことは分かりますが、そういう取り組みをもう既に国が始めておる。そうなったときに、果たしてこのケーブル事業によってテレビをどこでもいつでも見れるような取り組みを、果たして自分たちがせないかんもんかどうかいいうことをまあ考えるわけで。

それから、4 点目。よく言われる情報を生かしてということでございます。確かに、私たちのまあ田舎というか地方は都市に比べて、中央に比べて、情報は不足しております。それを、まあ都市並みにいうことですから、それはそれで否定するがではございませんが、私、果たして私たちの地方で、もっと言うと田舎でその情報を生かして、どれくらいの仕事ができるか。それから仮に仕事ができるとして、まあ確かに今、この情報を生かした事業を別に都市に、中央におらんでも田舎でもできるということも言われておるわけですが、まあ、残念なことに、果たしてその情報をどれくらい生かせる環境が整うておるか。まあ反対者にしたら、そのために情報を生かす手段を選択せないかんいうことも分かんわけじゃないですが。

今、よく言われておる問題が、私たちまあ人間いうか前向きに、前向きにやってきたと。しかし、その前向きにやってきたこと、そのことが今、人類にとって本当に良かったことかどうかいいう議論が出ておるということも耳にします。そういうことで、まあある議員がこれができたら、おまんところが一番利用するがやにいうことを友達、仲間の話で言ったこともあります。確かにうちも利用さしてもらいよりますが、問題はこの事業によって掛かる費用と、それからこの事業による情報を生かすことによるメリット、それを対比したときに、私は田舎の方は、プラス面よりかはマイナスの方が大きいように思うわけです。それでまあ執行部は若者の定着とか、それからまあ地域の活性化、確かにそれも一部には言えると思います。しかし、残念なことには、私は基本的にもうそういう考え方のときは終わったがじゃないろうかというように思います。

それからもう1点。よく言われる町の財政。確かにこの事業は16億お金が掛かります。ただ問題は防災無線を、防災の施設を取り入れるとしたら8億ぐらいお金が掛かる。そういうまあいろいろな考え方の中で、16億のうちの私たちの町が負担するのは3億足らずやと、あとは国が見てくれるという考え方。そういうまあ形。

まあ確かに今まで私たちは、そのことで戦後の日本が田舎が良くなってきたことも事実です。ただ、しかし、今私たちの町の、まあ普通に言うとか借金、それに国の借金、1人頭700万ぐらいということも言われております。まあそしたら、自分、以前はその700万は誰が取りにくるがやろうという思いを持っておりました。しかし、まあ小泉改革じゃございませんが、金融ビッグバンの後は外国の人が取りにくる形になった。そのことが今いろいろ言われるようになってきましたが、町の財政にしてもこれから設備費はともかく、当年度の維持管理、運営費、それにまあ7,000万、場合によったら1億とか、まあ、その数字は確定しちゃうもんじゃあございせんが掛かると。そうすると、それに掛けた費用に対して効果がどうかいいうことが一番大事な問題になってくると思います。

そういうことで、私は12月議会のときも、なんちゃあ1億掛けてもかまんねえ。その代わり2億、3億がこ

の町へ落ちて入ってくるというのであれば問題はないと。ただ、その費用は7,000万、8,000万の費用のほとんどは大半、7割、8割は町から外の人に出ていくお金のように思うというようなことを言ったこともあります。

そういうことで町の財政にしても、それから私たち個人個人のまあ懐具合というか、それで先ほどもちょっと聞いていただいたように、ほんまにあの年金で生活をされている、しかも年金もあの国民年金、年額が100万足らん人なんか、その人たちのことを考えたときに、本当にこの事業をやってよいものかどうか。

私はやったらいかんとは言っていないです。今、やらないかんがかよと。もうちょっと様子を見て、現実には昨年度の宿毛の方でも一般会計から2,000万かの繰り入れ、何かそんなような情報も聞いたことですが、そういうような事業、赤字が考えられる事業。それを今やらないかんろうかと。

ほんで私がもし、まあこれいろいろ問題あると思うのですが、どうしてもやらないかんとしたら、昔の幡多郡じゃあないですが、幡多広域という選択があるがやらないですかという考えを持っておるわけです。そういうことで、今私たちが考えないかんことは、確かに戦後経済成長の中で、前向きな取り組みも悪かったとは言いません。しかし、果たしてこれから今までのような考え方でまんもんやろかと。まず生き方からして、それから財政の問題。国がお金を、うちのね、従業員が言いよった。国が金出してくれる、金出してくれる言うけど、その国のお金も自分らの税金やにねえと。今、自分たち地方の行政、考えないかんことは国が金出してくれるきに、やったらええというときは自分は終わったと思う。それがプラスのときもあったとは思いますが、そういう問題が今これから予測される中で、私はこの原案に賛成です。

議長（小永正裕君）

次に反対討論ありませんか。

西村将伸君。

5番（西村将伸君。）

この請願書に反対の意見を言わさせていただきます。

私、一般質問でもこの問題については、満たされた人から満たされん人にひとつの思いやりもあってもいいじゃないかと。1つの町の成り立ちというか相互扶助というか、そういった考え方を持たれてはどうかということも訴えましたが、なかなか分かってくれんようですが。

その財政負担、それから個人負担のことですが、財政負担についてはこれは考えようによってはですね、情報基盤整備というものが何か整備することだけが目的に聞こえてしまうと、そのことを利用して有効に使うて、一つ一つその地域の資源を生かすとかそういうことの前向きなとらえ方にしてもらわんとですね、その財政負担が多少要ったとしても将来への投資目的と、そういった形に考えられてはどうかと。そういった意味でですね、私はこの請願には反対するもんですが。

その判断基準としてですね、私の勉強の範囲ですけれども、高知大学の教授の方から今その先生に私直接質問したのですが、この黒潮町の情報基盤整備というものはベターでしょうか、ベストでしょうかと、問いかけましたらベストだと思うと、今の現時点でこの情報化整備がベストだと思うと。ぜひ自信を持って進めてくれと励ましてもらいました。そういった意味でもですね、本当に、実際に、個人負担とかそういうことも問題もありますけれども、私が最初に訴えたように投資と。そういった地域資源を生かして、これから黒潮町の産業振興ということはみんなの議員もよく一般質問でも出されるようにですね、一つ一つ整備していく。そんなことからいってですね、この請願には反対を致します。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論ありませんか。

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

私はこの請願に賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

まず、この事業はねえ、16 億円掛かるっていうことは、私は正確にやはり言うべきだと思うんです。国から補助がありますけども、それはね、私たちがただもらうお金ではありませんので。16 億という事業はどういう事業かということを正確に住民の中に知らしていく説明責任は町の方にあったと思うんです。それが詳しくされてないということが1つ大きくあって請願署名になりましたけど、町の隅々まで光ファイバーを引いてその家が離れてる所、いろいろとんでる所、いろいろありますけどそれには相当のお金が掛かりますよね。人口密集地だとともかくですが、そういう所にまで高額な光ファイバーを引いていく、これは町と町民にお金さえあつたら確かに便利な事業です。

でも、今は時代で考えましたらそういう時代じゃあないので、やはり、そこを便利でも負担もありますよという町の説明責任が私は果たされてなかったし、今度私たちもこの点については、やっぱり伝えていかなきゃならない事業だと思います。そういう大きな事業というのは前に言いましたけど、一般財源の2割も使うという大きな事業ですので、やはり町民にとっては大きな負担が掛かってきます。それと一緒にですね、これは維持管理費が掛かり続ける事業です。ここがまた大きな問題で、町民としては大変負担に思っているところです。

町の方ではガイドブックで50パーセントテレビは加入するだろう、それからインターネットは20パーセント加入するだろう、やり方によっては、黒字になるというふうな説明がガイドブックにありますけど、私は決してそういうことにならない。一番そこが問題になってくると思うんです。

今、テレビをねえ、黒潮町の場合は海岸線が多いですから、8割方はそのまま装置さえ付ける、またテレビさえ買い替えたなら映りますね。そういう点でわざわざ1,000円出して、余分に1,000円出してテレビを見るといことは、今の町民にはなかなか考えられない。または不可能になってくる。今の生活状態、収入状態、それを考えたらなかなか余分に払って、ずうっと払い続けるということは難しくなるってくる。それが一番大きな問題ですね。

それから、インターネットは20パーセントと言われますけど、今インターネットをやってる方が17パーセントというふうに町の方にも出てますけど、17パーセントしかない方が20パーセントという見積もりをしていく、これは本当に甘い見積もりだろうと私思います。

じゃあ、この維持管理費がどれだけあるかはもちろん分かりませんわねえ。仮契約も取らないし、アンケートも取らないし、ふたを開けてみなかったらどれだけ赤字になるか分からないという、恐ろしい事業だと私は思います。自分の財布でやる事業だったらとつても町長はできないと思うんですけど、これは町民の税金でやるんですから、そこに赤字の負担はじゃあ誰がするかっていったら、町長でもなければ、賛成した議員でもない、議会でもないです。町民がこの赤字を負担していかなきゃなんない。しかもこの事業が始まりましたら、ずうっと維持管理費というのは続きます。その1つの例として分かりやすい、金額的には分かりやすく出るのが農業集落排水事業、漁業集落排水事業の金額ですね。今でも700万から800万の税金負担をしています。農集や漁集の場合は3部落ですのでまだそれだけで終わるでしょうけど、このケーブルテレビ事業っていうのは全町、全部を対象にしておりますので、どれだけ赤字が膨らむか、ほんとに町民としては不安なところです。

情報がですね、全町民に格差がないようにいくということは、それは結構なことです。情報格差をなくすということは本当に大事なことでしょう。端々の方に思いやりがほしいとか、それからそういう条件が整っていない所に思いやりがほしいとかいうこと、大事なことだと思うんですけど、私はですね、弱者への思いやりという観点が欠けてるんじゃないかなというふうに自分では思ってるんです。というのはですね、情報基盤が整っても、明日のご飯が食べられないと。暮らしが成り立っていきづらくなるというときには、やはりこれから

の税金負担ていうのは、大いに町としては考えなきゃいけないし、議会としては、もっといろんな方法があったんじゃないかなということを私はもっと勉強しなきゃならなかったと。時間もなかったですけど、議員がもっと別に方法があるんじゃないだろうか、情報格差をなくすにですよ。それをやるべきだったと思いますし、議員自身も勉強するべきだと思うんです。それは今言ったように、生活格差が生じるからですね。

それで、その情報格差の点で共聴アンテナじゃなきゃテレビが見えない所ですね、映らない所。それからインターネットがブロードバンドでない所、そういう格差もあります。私はそれを解消するには、まず共聴アンテナですけど、ケーブルテレビだけに頼るんじゃなくて共聴アンテナをきちっと整備すればいくらかでもやれます。それは、今、共聴アンテナがねえ、実際、私、ずうと署名に回って分かったことですけどねえ、共聴アンテナそのものもない所も実際あるんですよ。で、そういう所も、もっと本当は国がテレビが見えない所、整備するのは国の責任なんですけども、細かい所まではなかなか国の手が届かない。それをまず町がですね、地方自治体が網羅してあげて、共聴アンテナをどこにやったら大体まあ2、3軒でやってるとか、または10軒でやってる、まあいろいろありますけど、50軒でやってるとか。もっと高い所にやればそういう電波は享受できる。そういう所がありますので、まずそういうことを、アンテナをどこに立てたらいいかっていうことを町でやってもらいたい。そして共聴アンテナを立ててもらいたい。

それから、維持管理ですけど、よくお年寄りには維持管理が難しいのでケーブルテレビにするという。したいとかいうふうに、1つの案がありましたけど、維持管理も集落整備事業というのがありますし、ケーブルテレビに使う維持管理よりも各段に安くできますので、町で補助をどんどん出したらいいです、そういうところは。

そうでなかったら今までですね、共聴アンテナで月200円の組合費、または年に2,000円のところもありますし、部落費で見て、無料で共聴アンテナで見れてた所が、このケーブルテレビを引くことによってですね、もう共聴アンテナがなくなりますから、テレビを見続けるためにはずうっと1,050円ですか、払い続けていかなきゃならない。そうしなかったらテレビが見えない。ところが実際1,050円が苦しい人、たくさんおいでるんです。

実際テレビ難民で言いますけど、情報格差をなくすといってこうした事業をやったのに、逆にテレビが見えなくなる。テレビ難民が出てくるっていうのは、もう現在あるんです。上勝町ですね、私たち議員で視察にも行った所ですけど有名な所ですね、上勝町。あそこもケーブルテレビを整備してますけどね、それに加入できなくて実際テレビ難民が出てるんです。それは新聞に載ってございましたけどねえ。こういう懸念が大いにある。そういう弱者への思いやりっていうのが本当にないんだろうか。私はそういう点まで議員はね、考えていかなきゃなんないし最初は町が考えていきなきゃならない、そういうふうに思います。

それからインターネットの問題ですけど、インターネット、ブロードバンド化、ADSLですか、それが通じる所は入野地域、入野周辺。それから伊與喜地域ですか。それから佐賀の役場のある地域。そういう所は、ブロードバンドが可能です。でもブロードバンドが可能でない所、ISDNで本当に遅くて大変な所もあります。私はそれをね、情報格差を網羅するには、まずは人口密集地、田野浦、出口地域、それから上川口、伊田周辺、もう1つは拳ノ川周辺にNTTと協議してね、町が援助してブロードバンド化をやってあげればいいと思うんです。その方が全町内にね、ブロードバンドできるように網羅するよりもはるかに安い税金で、お金でできます。

今の時代ね、これだけ不況の時代で町税も減ってるし、人口も減ってるし、国自体が不況。まあ世界中が不況ですから、そういうときに大きな借金をすることだけを考えるんじゃなくて、もちろん便利さを追求するということは大事ですけど、便利さだけでなく、いかにそれを網羅しながら、住民の要求をかなえながら、どうすれば税金を少なく使えていくか。そしてその税金がまたほかの所に回さなきゃいけませんでしょう。保育所が今建ちました。今度、佐賀の保育所が建ちます。消防署が移転があります。三浦小学校、入野小学校、

佐賀中学校とか、いろいろ耐震審査でもう問題があつて建て替えを急がれてる子どもたちの学校があります。そういう所に税金をつぎ込もうとしたときにですね、果たして私たちの負担どこまで上がってくるのか、または、そういう事業にお金が回ってくるのか、そういうことも考えないと、今、町の借金は100億でしたか。100億を超えるようになりましたよね。これがどんどん増える可能性があります。それを町民にね、今後の子どもや孫たちにどんどん残していくということは、本当にいかなものかというのが私たちこの反対請願をしたね、請願署名をしたね、者の一番の問題ですね。

それからもう1つですね、インターネットの件ですけどね。前の12月議会でも言いましたけど、新潟の十日町市という所ではケーブルテレビを引こうとしてたんですが、私が今言ったようにNTTと協議してブロードバンドをどういうふうにしたらいいか、共聴アンテナにいくのはどうかというふうに住民の中から話があつて議員の中でもそういうふうに動きがあつて、72億円の事業費がですよ、21億円になったという実例が新聞に出ておりました。黒潮町でもそういう方法を取っていったら、安い事業費で賄えると思うんです。そういう方法を私たちは取る時間もなければ、住民にそういうね情報さえ行き渡ってない。本当に残念ですね、そういう点では。残念だけじゃなくて、町としてはそういう点は本当に無責任なことじゃないかなと思います。

それから防災の件ですけど、防災はね、最初から私、一般質問でも言っておりますけど、無線が一番ですよ。有線は切れる可能性があるのと維持管理費がこれも掛かります。まあ、大きな災害があつたら自宅でねえ、端末器で聞いているなんて、端末器は自宅でしょ。自分がそこにいないかもしれない、その部屋にね。2階にいるかもしれない。お風呂に入ってるかもしれない。聞こえないかもしれない。または昼間だったら外にいることもある。畑にいることもありますね。買い物に行ってることもあります。それを考えましたらね、やっぱり無線が一番です。サイレンを鳴らしてマイク放送が一番ですよ。そういう方法は取っていくべきだと思います。

それで防災も無線が一番って言いましたけど、やっぱりこれからはね無線の時代です。もう有線は時代遅れになっていくでしょうね。それは衛星を飛ばすという話をしましたが、そういうところは今世界からもう動き始めてますし、日本の中でもそういうことが検討されておりますが、まずね何で無線の時代かっていうのは皆さんのね電話、考えてくれます。電話っていうのは、今までは有線でね固定電話で今でもありますけど、でも、今はもう携帯の時代でしょ。無線の時代でしょ。いつでもどこでもかけられると。こういう時代にね変わってきます。変わってきてますわね。インターネットもそういうふうに変わってきます。そういう方向にありますね。そういう意味では私は、今後時代遅れになるようなものにね、大きなお金を掛けるんじゃないで、もっといろんな方向を考えるべきだったし、この事業においてはやっぱり住民負担が大き過ぎるので、住民の立場に立って考えたら住民への思いやりがあれば、私は議員の良心でこれは反対すべきだと思うんです。

そういう意味でこの請願に賛成しております。

議長（小永正裕君）

次に、反対討論ありませんか。

大西君。

17番（大西章一君）

僕はあれに反対の立場で発言致します。

先ほどもちょっと申し上げましたが、大変町長にとってはですね、これは右か左か、まあ二者択一をせなあいかなとさだと思います。また、したわけですが。私は今がやれる時期だと、こう解釈しております。というのは、やっぱり合併して特債も使えるしですね、国の補助も地デジの関係であると、そういう時期にこういうことは思い切ってしなきゃあできんと私はそういうふうに思ってますので、まず反対の立場でお答え致します。

私は農業もしてますし、それから常に産業の振興についてはですね、何とかならんかと。ほんで何か産業興そうということで問い掛けてきましたが、やはりこれからはですね、今、やっと思子もまあ後継いで農業やってますけど、今までの農業であれば作った物を売ってもらった時代だったんですけど、これからはですね、売れる物を作らないかん、そういう時代に切り替わってきてます。従って、その裏に何かあるかということになればですね、やっぱり情報がどうしても必要になってくる。そういうようなことで皆さん負の財産を子孫に残すなど言いますが、私の立場から言わせてもらおうと若い子にとってはこのパソコンであり、この社会はですね、決して負の財産にはならんし、また町の将来についてはですね、これを負の財産としては認めるわけにもいかんし、負の財産にならんようにですね、努力すべきと。それが政策であり、町の生き方だとそういうふうに思ってますので、私は請願については反対致します。

議長（小永正裕君）

次に、賛成討論ありませんか。

（なしの声あり）

反対討論ありませんか。

小松君。

14 番（小松孝年君）

反対の討論をさせていただきます。

先ほどからいろいろ言われてますけども、やっぱり将来世代への負担を残すということがネックになってると思いますけれども、その点でですね、どのくらい負担が掛かるかという点もちょっとあいまいで、ちょっとそのあいまいでいいのでしたら自分の計算でいくとですね、まあ、自分のほんま、あいまいな計算ですけども、まあ 30 パーセントぐらい加入があれば十分それで賄えるし、そのサービスとかメリットなんかを考えるとですね、逆に負担というよりかは得になるんじゃないかとか思っております。

それで、先ほど防災の件についても言われてましたけれども、防災でまあ線が切れたらというのは、まあここに書いている内容を読みますとですね、まあ、大体地震のときのことを書いております。まあ、地震についてはですね、将来、まあ今現在もそうですけれども、その地震予知というのがされてきております。今からどんどんその予知速度も速くなっていくというふうに言われておりますが、そうなったときに防災無線の場合はもう、住民に発するときにはもう地震がきてしまってからというということになります。で、そのケーブルが引かれてですね、各家の中にいる人なんかが、まあ地震がくる 20 秒前、そこら 30 秒前に聞けるようになると思います。そうなってくると、そこで切れる前に助かる命が助かると。まあ、そういったこともありますし、まあ、日ごろというか地震以外にですね、使えるメリットというのは、やっぱりケーブルテレビを引いた場合にまあ告知端末なんかでできるメリットがあると思います。まあ、それは一番この高知県のこの地方で防災として挙げられるのは、台風関係です。

台風になるとですね、やはり無線いかまあ町内の放送とかいうのは、ほとんど外は大風やら大雨で聞こえません。で、まあ、家の中でやっぱり情報聞くことが多いですし、まあどっか避難しなさいというのは、ほとんどみんな台風のときは外に出ませんのでねえ、家の中でやっぱり聞ける情報はほしいと。まあ、そういうこともあります。それと、将来衛星でどうこう言われますけれども、衛星はですねえ、こんな台風のとときか雨の日はほとんどまあ見えなくなるというか、電波が乱れて、まあ、とにかく曇ると駄目なんですよ。まあ、そういうのをあまり当てにすることもできませんし、それからさっきありました、その今から無線の時代と言われますが、今、地デジにテレビが変更になるのも、やっぱりこれ今電波混雑というのがあってですね、この空間にすごい電波がいっぱい混雑しております。ですから、今からは逆にですねこの線というのも見直される

時代になってくるんじゃないかと思います。

で、まあ、そういったことを踏まえてですね、まあこの件について、先も意見のあったようにこの住民が分からない、情報が不足しているというのもありました。そういった情報をやっぱりみんなが共有できるようにするためにはやっぱりこの情報基盤整備はもう重要不可欠だと思っております。

で、そういった意味でですね、まあ将来への住民へのサービスとか、それから分かりやすい行政をしていくためにはですね、この事業があるべきではないかと思っておりますので、この請願については反対とします。

議長（小永正裕君）

ほかに討論ありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで請願第 31 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。

この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、陳情第 23 号、ペット移動火葬車の現行法に基づいた取り締まり強化について陳情を採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択です。従って、本件は原案について採択することに賛成の方の挙手を求めることになります。

よろしいでしょうか。

（議員より「はい」との発言あり）

もう一度申し上げます。

この採決は委員長報告の不採択についての賛成を求めるものでありません。陳情の原案について賛成を求めるものです。

よろしいでしょうか。

（議員より「はい」との発言あり）

それでは、陳情第 23 号、ペット移動火葬車の現行法に基づいた取り締まり強化について原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手 2 名です。

少数です。

従って、議案第 23 号は採択しないことに決定致しました。

次に、陳情第 25 号、臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 25 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第 28 号、派遣切りの中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 28 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第 29 号、物価上昇に見合う年金引き上げについてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 29 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、陳情第 30 号、WTO 議長案を拒否するよう求める意見書提出の陳情について採決します。

本件に対する委員長の報告が採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第 30 号は委員長報告のとおり採択することに決定致しました。

次に、請願第 31 号、情報基盤整備事業に関する請願書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告が不採択です。

従って、本件は原案について採択することに賛成の方の挙手を求めることになります。

よろしいでしょうか。

この採決は委員長報告のとおり不採択について賛成を求めるものではありません。請願の原案について賛成を求めるものです。

よろしいでしょうか。

(議員より「はい」との発言あり)

それでは請願第 31 号、情報基盤整備事業にかんする請願書について原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、請願第 31 号は採択しないことに決定致しました。

暫時休憩致します。

この際 13 時 30 分まで休憩致します。

休 憩 11 時 50 分

再 開 13 時 30 分

議長 (小永正裕君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

西村策雄君。

12 番 (西村策雄君)

議長より指名がございましたので、4 点について質問を致します。

まず 1 点でございますが、1 点は町長の施政方針についてということで質問を致します。

町長のこの施政方針を見ますと、いわゆる町長の政治姿勢と、また概要についてのいわゆる黒潮町の財政等、さまざまな事業がこの中で説明をされております。しかしながら、ちょっと整理にですぬ戸惑うといいましようか、4 日の協議会でこの概要説明がございまして、当初その 9 日には施政方針と、また行政の大綱について

の概要がございました。そもそも議会という所は、この書類の提出だけではなくてですね、この場で発言をするというのが本来の趣旨じゃないかなあと、こんなに思うわけですが、その点についてですね、やはり今後は少し整理をしていただきたいなと、こんなに思います。

なぜかといいますと、4 日のですね協議会で提起されました、この事業の予算額等が掲載されました。ところが9日にまたですね、こういう施政方針と概要が出ましたので、町民がね非常に戸惑うがじゃないかなあと。私も議員はですね、予算書をもっておりますのでね非常に分かりますが、町民はね、これがないわけですので、予算書がまだ町民のところにまで届きませんのでね、これ一括してやってくれるとね、高所に掲載される他町村のが見たら非常に分かりやすい。ところが飛び飛びやられるとね、なかなかその理解し難いのか質問をされますが、こっちも困るんです。非常に困る。そういうことで、ひとつ今後のご配慮をお願いしたいなと、こんなに思います。

さて、第1問でございますが、町長の施政方針を聞くでございます。

町長も、いわゆる施政方針の中で、時代の背景をここで示されております。このことについてはそのとおりでございますが、ご承知のとおり、これは昨日の新聞でもございますが、いわゆる現在の国のこの不況、景気の低迷、これは言うように、アメリカのリーマン・ブラザーズいいますかね、この証券会社のいわゆる捜査によりまして、世界にこれが広がった。昭和4年の大恐慌と全く同じようなこの状態が、世界に大変な混乱を広げております。これはやはりアメリカのね、このアングロ・サクソンの子孫いいますか、いわゆる軍事と経済で世界覇権を行う。いわゆるアメリカの共和党の中でもブッシュさんがこれを行ってきた。

その中で、日本の国が、いわゆる小泉内閣当時からのアメリカの市場原理主義を取り入れまして、日本の国の非常に弱い、社会整備とかさまざまな資源のない国へ向いて、いわゆる輸出で国を立てていたそういう国の中へね、市場原理を高齢者から子どもまで、その、いわゆる人生や社会の生活の中へ取り入れてきた。これがね、いわゆるアメリカの株式会社のこの号砲一発、あつという間に世界にこの不景気、恐慌が広がったのではないかと、そんなに思います。

それに加えてね、ゲルマンのヨーロッパはね、それほど被害を受けてないんですよ。それとアメリカもね、事を起こしてスタートを切った、恐慌への。しかし、3.2 パーセントですかね、落ち込みは。日本は12 パーセントの落ち込み、韓国が22 パーセントのいわゆる経済の落ち込み。私はこれはね、高知県にはあんまり関係ないと思っていた。しかし、高知県の経済も下方修正がまた下方修正といって、どんどんどんどんこう下方修正していきますので、庶民は大変な生活状態に陥っております。また、派遣社員もどんどん帰っている。まあそんな中で町長はね、いわゆる緊急な対策をこのたび打ち出しましたので、それはね本当に正解やなかったかなあと、そんなに思います。

この中で、いわゆる高知県知事も非常に危機を感じまして、いわゆる国へのさまざまな、いわゆる経済的に弱い沖縄とか高知県への予算の配分を要求しましたところ、本県にはね115 億円の交付金が下がっております。いわゆる地域の生活活性化策としてこの予算が来ておりますが、これによって、いわゆる本町もそれぞれの事業に予算が配分されております。このことについてはですね、このいわゆる施政方針とその概要で町長も示されておりますが、この中の1 ページにね、やはり普通建設事業の縮小、これは多少やむを得ないかなと思いますが、しかしね、このいわゆる今回の予算配分の中で、継続事業や新しい事業、また、継続事業の中で縮小する、一時休止の事業について明記をされておるわけでございますけれども、これは文面だけではなくてですね、その事業の数字、前年度と比べてどのような対比の状態か、数字がねやはり欲しいんですよ。非常に数字がね少ない。このことについてね、非常にこうどうかなと、分かりづらい。対比のしようがないところがあります。しかし、まあ予算書にありますけれども、先ほど申し上げましたようにね、町民はね分からんと思うんですよ。

その点、またひとつ配慮をしていただきたいなあと、こんなに思います。

それとね、この2ページにはね、職員のいわゆる定数の適正化、これは合併のね、13回の合併のときに、いわゆる合併後の支所、また本庁のね職員の定数を、いわゆる適正な定数にしますということで合意されておりますので、これをね必要ないとは言いませんが、これはね適正な、やはり地域の良さ、地域の文化を守るためにはね、やはり職員の力が必要でございますので、その点について、やはりね特色を残すためには配慮することもこれへ書かれておりますので、この58項目の中の16番目に書かれておりますのでね、やはりこれはやはり守って地域の実情に合った、たとえ支所のことでも約束は守っていただきたいなと、地域の文化が衰退しないような方策を考えていただきたい。

そして、この2番目の職員の定数の問題ですが、しかしこの職員の、いわゆる適正なその職員数のことについても、これも合併でね書かれているんですよ。いわゆる7年後、10年後、15年後にね、自然減少で相当数の職員が減るというようにうたわれておりますので、これを守れば自然減少ということで無理なくね、私はそういう方の流れに行くんじゃないかなと思うがですけども、合併後ですな町長、やはり新卒いうか新しい職員も募集してますわね。余るといいながら募集を確かに掛けておったと思うのですが、これ何人募集しました。まあそういうことも、やむを得ないこともあろうかと思いますが、専門職が必要ですのでね。これは頭からいかんとは言いません。まあ最小限にすりゃあ今後とどめていただきたいなと、こんなふうに思います。もし新しい職員を採用したことがあるとすればですよ。なかったら結構ですよ。

そこでね、このいわゆる概要説明の中でね気になるのはね、3ページの農林水産業の振興、また、この中山間地域の問題ですが。これもね、やはり県が予算を提起されておりますので、黒潮町にどればあ来て、佐賀の事業はどれをする、大方の事業はどれをするというようにね、数字を挙げてね、これ出してもらわんとね、なかなかこの理解に苦しむ。前年度との比率です、これいちいち算用せないかん。僕らみたいにその算用の弱い者はね、法律に弱い者はね、なかなか町民に聞かれたときに非常にこう戸惑う。

旧佐賀ではね、こういうことはね、数字がね見事にね前年度と対比されましたし、また今年度の予算と来年度の見通しの予算もね明記されておりましたので非常に勉強になった。そのことをどうしてできないかなあとと思うのですが、これは大体町長どんなお考えですか。ぜひね、これ、こういうふうに取り組んでいただきたいなと思います。

それとですね、町税のことも書かれておりますがね、これね、町税いうてもいろいろございますので、やはりね、町民税と固定資産税がこれ比率でね、これ何パーセント落ち込んじょういうて書いちゃうがですけど、これも細やかにね、前年度と比べたらこればあ落ちちよりますよと、これ非常に大事なことなんですよこれ、町民税は、町税は。これによってね、事業やさまざまな、いわゆる交付税についてもね、事業についてもね、これが基本になってまいります。私はそんなに思っておりますが、いわゆるね、あんまり長い質問しよつたら時間がないのですが、1問で15分しかやりませんので。

いわゆるその職員の定数言いよりもすけど、今、この職員の定数をねとやかく言うて、職員がね浮足立つようなことはちょっとやめてもらいたいと思いますね。この緊急事態にはね、やはり職員のね、いわゆる力を100パーセント発揮していただいて、この数年間に黒潮町のいわゆる産業振興はもとより、さまざまな事業を100パーセントも200パーセントもね上げる、そういうね努力をするときじゃないかなあ、そういうことに取り組むときじゃないかなあと、こんなに思うがですよ。

もともとこの、町長のその気持ちも分かります。職員をね減らしたい、整理したい。しかし、これは首にできませんのでね、これ自然減しかないんですよ。そのことを考えますと、やはりね職員のことを定数等々、適正な、いわゆる職員数ということになりますと、これは当然でございますが、なかなかこれはね簡単にそういう

て無理がいくがじゃないですか。いわゆる職員の給料等々につきましてはね、いわゆる地方税、いわゆる黒潮町のいわゆる町民税を基本としたものに対して、国からはね地方財政へ行政サービスを行うためにね、基準財政需要額というものが交付税として入ってくるでしょう。そしてね、地方税などの収入に併せてね、その差額をね、この基準財政収入額でね埋めて賄うことになってますわね。このことについてはね、ほとんど変わってないんですよ、これ。国のね、この交付税の数字を見たら。

その証拠にですよ、これ高新にも出ておるがですが、その一例を見たらね、民間のね、この地方のいわゆるその基準財政需要額が減ってないために、地方の財政はね、このことについては切られてないんですよ。その一例は、民間の給料は下がったが、地方の公務員の給料はほとんど下がってない。このように書かれておりますし、聞いてみたらこのとおりなんですよね。だからね、いずれこれはね職員も減さないかん。自然減で減ってくるでしょう。しかしね、町民が何とかしてもらいたいよ、いう要件が非常に多い。そのことを考えますと、やはり職員の力を借るしかない。職員にね、整理するぞ整理するぞ言うたらね、これはね浮足立って仕事できないと思いますよ。これを執行部が言うがであれば、まずね特別職の給料をどうするか、ね。それと、無駄な経費をどうするのか。無駄とは言いません。どういうことかといいますと、町民に分からない。いわゆる町が決めたいわゆる各団体への補助金、これは昨日も発言させていただきましたが、いわゆるね、この団体に対してね、町はその補助金を審査する委員会をつくっているということです、まあそのね、件数とかね金額、それをかちとね、この施政方針で出してもらうた方が一番町民が分かる。僕ら勉強になるんですよ。ところがそれがね、非常にね町民に対して説明ができないんです。

それとね、いわゆる各種この基金についてですよ、これもね、やはりねこの場で提起して、この数字をかちと、数字で提起してもらいたいと思いますよ。この事業にはこの数字でやっとなんかということがね、ほんで基金もこればあ残っちゃうとかね。これがないからね、まったくね漠然としたものだから、なかなかその委員さんみんな分かっていると思いますが、私は鈍なき分かん。どういう基金でどうしようか。自分の考えが正しいか間違っちゃうかそれも分かりづらい。

しかし最近ね、非常に高新にねそういうことが細かく掲載されておりますので、切り抜きでね、もう毎日切り抜きばかりでね。これによるとね、いわゆる交付金、まあ各種の基金等々ね、町税も含めましてね、もう気を抜けないような状態になっておりますので、やはり執行部がねちゃんとしたその基金の、金の、町税含めてあらゆる事業の明確な数字。またはそれと、特別会計もね昨年との比率、増減もね、やはりね提起して書いてもらいたい。それがね、これ町長が触れてくれてます。しかしこれでね、分かりづらいんですよ、町長。どうしてこういうことになるかなあと思うんですが、これ大方の伝統ですか。

それとね、この行政に対して大変な時代であるから、町長はいわゆる情報開示もしますということですが、これ当然なんですよね。佐賀はね、10年前から情報開示を致しまして、丸10年前ですよ。あらゆる会合、協議会、すべてのところへ新聞記者に来ていただいて、録音、撮影、すべてやりました、開示しました。また記者席は全部の会合に、会議に、また協議会といえども、いわゆる開示、ニュースを提起したわけですが、やはりそういうこともやってもらいたいなあと、こんなに思うんですが、この数字をもう少し丁寧に、今回はどうしようもないんですが出してもらったら、町民にね説明しよいがですよ。時間がないからね、この佐賀のことも言えんし、この黒潮町のことも言えんがですけんどね。町民に、これ反対に聞かれて困ったがですがね。

このいわゆるね、4日のね協議会で出たがをね、町民がね切り取ってきたがよ、町長ね。これえらい佐賀は町債、町のいわゆる何が、借金があるのう、ということね。いわゆる21年度のね末の、町債の残高は140億1,187万円のみとしたと書かれておりますがね。まあ歳出等々、人件費等々についてもね書かれておるがですが、事業も全部書かれております。これ読む暇がないがですが。これをね、やっぱりね町長、これ出しても

ろうた方がね非常に分かりやすい。

今後このことについてね、どう取り組むお考えなのかなあと思うのですが、このことについて町長どうでしょうかね、今後そういうことをできますか。

まあ1回目の質問はこれで終わります。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

西村議員の1問目、町長の施政方針を聞くということですが、いろいろご指摘、ご質問があったわけですが、まあ最終的にはですね、私どもが示しました施政方針の中身について、まあ非常に分かりづらいというご指摘でございました。まあこのことに対して、今後何らかの考え方、改善等はあるのかということ、ご質問だと思います。お答えを致します。

ご指摘をいただきましたので、それなりに自分でも振り返ってみました。まあ十分ではないかも分かりませんが、施政方針ということにつきましては、新しい年度の予算を編成して、議会の皆さんにお示し、提案をする段階です。ここから1年の、少なくとも将来展望も含めて施政の方針というものを申し上げたということでございます。まあそれは概要的な部分、まあ方針ということですから、基本的な考え方ということになろうかと思います。そして予算の中身の、前年度との比較、その他、数値的な問題等については、別の時点で予算編成の方針、あるいは概要ということでお示ししておつもりです。

それから、町民の皆さんへの周知につきましては、まあ議員のご質問にもありましたように、新聞紙上でも一定の町民が知っていただけるということはございますけれども、最終的には、今、予算をですねご審査いただいておりますので、これが議決を得ましたら新しい年度のその取り組みとしてですね、広報を使ってより住民の皆さんに分かりやすいような工夫をしてですねお知らせをするというふうに、例年そういうスタイルを取っております。まあ施政方針についてのご指摘については、そういうつもりでやっておるということで答弁を致したいと思います。

まあそれと、いろいろとご指摘もございましたけども、1つ、職員の採用、あるいは適正化の問題ですけども、まあ集中改革プランに基づいてですね、職員定数の削減ということも図ってきたわけですが、まあ将来のことを考えますと、年齢的な偏りということも出てきたらいいませんので、一定期間にですね職員を採用することとしておるわけですし、まあ人件費の削減ということで経費の抑制を、歳出の抑制を図るということとは、非常にいろんな意味で考えさせられるところでありまして、我々も職員に過重な業務をですね押し付けるというようなことが、結局はかなり厳しい状況にはなっておりますけども、そのへんの間合いも図りながらですね、職員が、まあこんなひどい内容で仕事がもうできないというような、あるいはメンタル的にですね参るというようなことのないように気を付けながらですね、まあ人件費の抑制も同時に図っていかねばならないということに進めておるところです。

まあそのへんは今のところですね、職員の皆さんも一生懸命、かなり過重にはなっておりますけどもやってくれておりますし、また我々の方も21年度にはですね、途中ではありますけども2人ほどの職員の採用も今検討をしております。

まあそんなことですので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村君。

12番（西村策雄君）

この施政方針の中でね、町長にちょっとお聞きしたいのはね、この10ページですがね。

いわゆる町税の、いわゆる滞納解消に向けての取り組みということで、幡多地域でねこの施設、やはり組織を設置してね、いわゆる租税の債権のいわゆる取り立てを行っておるわけですが、まあこのいわゆる滞納ゼロを目指しておるぜよということですが、なかなかゼロはなかなか難しいと思うのですが、この管理機構へいわゆる6市町村でそれぞれ基金を出しておりますわね、黒潮町も予算書を見たら800万近い出しておるがですが。まあ私の概算ではね、どうも6市町村、まあ3つの市があるし、まあ5,000万から6,000万ぐらいの基金があってそれで運用しようかなあと思うのですが、20年度に結成をしてこの1年間、前の議会でも浜田議員からも質問があったと思うのですが、いわゆるこの約1年間でどれぐらい徴収ができたのか。また、資産のない人にね対しての対応、いわゆるその免除の対応とか、そういうこともスムーズに行われているか、その点をお聞き致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

税の徴収についてのご質問にお答えをします。

この債権と管理機構への、まあ引き受けていただいてですね、徴収に努めていただいておりますというわけですが、6市町村のこの2月末までの累計といいますか数字を預かっておりましたので申し上げますと、黒潮町の分がですね2,736万3,924円、まあ引き受けていただいて、そのうち1,010万7,351円のまあ徴収があったということで36.94パーセントになります。まあ単純な比較はできないと思いますけども、平均でですね27.07パーセントですので、黒潮町の場合、この頼んだ、お願いをした金額に対しての成果というのはそれなりにあつてるといふふうに思っております。

また、こちら町の方でですね、従来から進めておる独自の徴収の努力といいますか、等については税務課長の方から答弁させます。

以上です。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

西村議員の1回目のご質問にお答えしますが、町長の方からですね、町独自の取り組みについて報告をさすということでございましたが、債権管理機構へはですね、今までもご報告させていただいておりますように、困難案件ということで引き受けをしていただいております、町独自でも納税相談もする中でですね、どうしても納付に応じていただけない方についてはですね、債権の調査等をですね行い、差し押さえ等を行っております。

ちょっと資料としてはですね、古くなって申し訳ないんですけども、20年度ですね2月末の町税のですね徴収率をですね、議会の最終日までに委員長報告の際に報告をするということだろうと思い、手元に今置いてませんが、11月末のですね20年度の各税の徴収率についてご報告をさせていただきます。

滞納繰越分でございますけれども、全体でですね1億5,431万8,463円のうち、収入額が2,897万9,726円ということで平均しまして、まあ国保税も入れてますけれども、18.8パーセントでございます。19年度と比較してみますと、19年度の同時期の徴収率が15.1パーセントですので、まあ調定額は違うもののですね、3.7パーセントのアップというふうな状況になっております。

それから現年ですけれども、まだ納期12月末ですので納期末到来分がございますが、調定でですね全体で9

億 4,553 万 6,850 円、うち収入済額が 7 億 4,896 万 2,059 円ということで、収納率としてはですね 79.2 パーセント、対前年比が同末でですね 75.2 です、4.0 パーセントの徴収率のアップにはなっております。

それからですね、町独自の差し押さえ分についてはちょっと手元に現在資料がございませんので。

それから、また 21 年度ですね、債権管理機構へまあ移管をしなくてはならないわけですが、その方たちについてはですね移管通告書を出してですね、今月 25 日がいわゆる相談日の最終の日としておるわけですが、だんだんにですね応答があるといったことですね、納めてもらってくれてる方もおります。

で、どうしても何の反応もない方についてはですね、また検討して 21 年度に移管するというふうな考えであります。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

西村君。

12 番（西村策雄君）

まあ幡多地区ですね、租税のいわゆる機構、こらまあないよりはましやけど、やはりね、この基金に対してね、普通これは、まあ役所の仕事やからこれでいいかなと思うのですが、普通の民間やったらね、これ成り立たんがよね、こればあの徴収やったら。

それとね、差し押さえ言いようけど、差し押さえする前にね、いわゆるできることもあるわけよ。何回も行っ、回数を行って理解をもらえるようなね、そういうことをやはりねしてもらって、やむを得ない場合にはね、そろもうしょうないけれどもね、この時期、非常に収入がない人もおる。それが来て、その前あったけど、収入があったけどもう全然ない人もおって、払えない人もいくらでもおりますので、そこらあたりのね徴収の仕方、これもせないかんと思うがですよ。

今後このことについて、いわゆる機構のことやから、これは口出せん。出せるがは、恐らく町長と議長かと思うのですが、この件についてはね、やはりね、もっと柔軟に、かつ理解を得るような、そういう対応をしていただきたいなと、こんなに思います。そうじゃないとね、難しいと思うがですよ。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

西村議員言われるようにですね、当然私どもも滞納者に対してはですね、まず納税相談を何回もします。しますが、なかなかですね分割納付だとか、いろいろなことで払うということで相談の結果は出るんですけども、現実なかなか納付につながらないというようなこともございましてですね、まあこのことにつきましては本町のみでなくですね各 6 市町村同様の課題でございまして、まあ広域的かつ効率的にですね徴収、税収の確保に努めろうというのがですね、この組織の一つの目的でございます。

また、機構の方へはですね徴収のみでなく、機構の方で再たる調査をしてですね、どうしてももう債権がないということになればですね、執行停止付きのですね報告もいただくようになっておりますので、その報告をもってですね町としても、私どもとしても、再度その方たちのですね執行停止要件などをですね検討をさせていただいて、まあどうしてもないなということの判断になればですね、執行の停止もやむを得ないかなということで考えております。

それから、先ほど黒潮町での報告がございましたけれども、全体で 4 億 3,800 万の引き受けをしてもらっておりまして、1 億 1,800 万の徴収でございます。それと、督促、延滞を合わせますと 1 億 3,370 万ほど集めておりますので、まあ確かに組織の人件費等は要りますけれども、まじめに納めてくれる方ですね、納めてく

れない方とのですね税の公平性から見ればですね、やむを得ないかなということも思っておりますので、その点ご理解をさせていただきたいと思っております。

それと、ここはですね独立の組織ですので、広域事務組合はまた別組織でございますので、基金等とはですね直接的には関係ございませんのでご了承ください。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

2 番目の質問を行います。

2 番目は、佐賀地区の浜町の道路改良と津波対策はということで質問を致します。

ご承知のとおり、佐賀の診療所の所から、角の伊勢さんの所の土地を分けてもらった道路の所から港への、いわゆる大町線への関連道でございますが、この人家の所がですね、まあ非常に立ち退きということで非常に大変かと思いますが、まあここは地震のときのですね避難路でもありますし、また浜町地区のね排水の関係もある道でございます。このことを考えるとね、やはり早くね、施工できるように、完成するように、まあいうような努力をしているようですが、なおかつね、誠意を持った対応をして、この事業を進めてもらいたい。

なぜかといいますと、次に起こると言われますこの地震、この津波はですね、当時と違いましてね、昭和 21 年 12 月のあの地震のときの津波はですね、港の船がほとんど木造じゃったんですよね。ほんでね、波で碎けて、その津波に巻き込まれたその船がね、いわゆる粉々になったいうか、そういう状態でしたね。津波はあの青い海がずっと押し寄せるがじゃなくて、真っ黒いその波がね、僕が読んだがはね 19 段やったね、これ、ザアッと来る波が。最後の波は、こう一番高い。その中にね、船が粉々に碎けてね、真っ黒い所からこう、船のへさきが一番厚いんですね、そこだけ残ってね、その縁はもうゴザゴザになってね、木も船の碎けたもんが一緒になってこう押し寄せて来るんですよ。あれの津波に巻き込まれたら、絶対こう人間は生きることにはできませんね、真っ黒い。それに土もバラスもいっぱい巻き込んでおりますので、大変な圧力があるがですよ。

ところが、次に起こると言われるその南海地震はね、まだ強い波が来るんじゃないかなあと。それと船がプラスチックになってますので、その一度や二度ではね船が碎けないんですよ。細くならない。そのままこう人家を襲う、そういう気がございますので、何とかね人間は逃げてね、帰ったときに住むとこがない。

しかしこの、いわゆるこのような情勢で、不景気の中で、失った家をすぐ建てるというような余力が本当にあるでしょうかね。それは数少ない人やと思うがですよ、佐賀も大方も。そういうことを考えるとね、やはり何らかの、須崎がやりようような港の周辺の防護壁いいですかね、津波をよける。それをね、何とか今後ね、この漁業集落改善事業が、この道路等々が済んだらね、速やかにね取り組むとかね、そういう対応をしてもらいたいと思うがですよ。そうでなかったらね、家はもう粉々に破れてくる。それと、そのバッテリーを積んでおりますので、非常に大きいバッテリーですので、そのバッテリーがその潮をかぶって、また油と一緒にならたね、この水の中で燃えてくるんですよ。非常に危険なんです。昭和 21 年のときの震災とは全然違う。

これ、地震の周期、地球のこのいわゆる周期から見たらね、この 30 年や 50 年いうがは一瞬なんですよ、ほんの一瞬なんですよ。そのことを考えると、まあ 30 年以内に 50 パーセントいうたらね、もう一瞬なんです。時間はない、秒読みなんですね。そのことも県も出しております。

それで昨日の新聞にもこれ、知事のあれが出てますが、やはりね重点政策の一つに取り入れて、前回このことで質問したときには、いわゆるその逃げるがやと、ソフトやと言いつたけど。やはりね、これは取り組むべきじゃないかと思います。ぜひ調査をするような対応をしていただきたい。

そして大方のことになりますが、大方の地形を見ますとね、また佐賀と違って、まあ沖積平野いうかね、あ

の鳥取県の砂丘みたいな所なんですよね。沖で波が砕けてずっとこの砂を寄せてくる。こういう所はね、インドネシアのプーケットみたいなもんで、もろに来るんですよ、津波が。それも9メートルいいますから、この地形を見たらね、この沖のその浜の宮とか万行とかね、新町とかね、これは沖のあかつき館の沖の砂丘の山がありますので、これを越えることはないでしょう。しかし両端のね、この川から来るがはね、ビオスのとこなんかね、恐らくあの地形をちょっと見らせてもらいますとね、まあ7メートルの津波は来るなかあと思うんですよ。

ところが突き当たった所の波はね、瀬波いいましてね、すごい波が立ち上がるんですよ。それが道路へ押し寄せる、あの川を伝って。これは大変なことになりますよ。佐賀の津波のときはね、津波が引いたとき、私は魚拾いに行ったんですよ。えらいしかられたんですけんどね。ゴオーッいう、いうたら沖から来ようから逃げた、また引いたら魚拾い行く。これはね、津波ほど恐ろしいものはないと思いますね。あれへ巻き込まれたら絶対助かりません。

そういうこと考えるとね、やはりこの白砂青松で、あの海岸の海岸美を侵しとうないと思いますが、やはり何とかね、和歌山県の有田市ですかね、そこの広川町かね、あこのその400メートルの、町長も行って見たということですが、あこの5メートルか6メートルの高さの防潮堤があるがですが、何とかそこにこう国道沿いにそれを、佐賀のいわゆる高規格道路から出る残土で、高さ5メートルか6メートルの防波堤を土留め、土で堤防について、それで今不景気ですのですね、植木も安くいくらでもありますので、ツバキ街道とかそういうね、やはりね、浜の自然美と防災の自然美、それをマッチしたもんができないかなと。これによって、これをせざったらね、あの浮津はもうかわいそうなもんですよ、あれ。大変なことになりますよ、あの津波が来ると。

それとね、河川に何も無いんですよ。ここは非常に河川が低いんですよ。佐賀はこう配が非常に急なんです、川は。あの、いわゆるその湊川か、どこか川は知りませんけど、あこらあたりの川があるがですが、それと蛸瀬川。何とかこう水門を造ってですね、中村市のように。あの津波をそこで止めると。そういうこともね、計画をしたらどうですか。そうでないと7メートルの波が来るとね、そらあほとんどかかったものはないんですよ、それが6時間来るいいますからね。

あの、いわゆるバラスをね、沖のバラスが何とも巻き込んだ津波が来るがですから、水だけやない、ものすごい圧力が掛かりますので、これを何とか計画等取り組むような調査をすべきじゃないんでしょうか。大方も佐賀も一緒だと思いますよ、この不景気は。そのことを考えるとね、これやるがやったら今しかないと思うんですよ。この国のね予算が、いわゆるこの年度限りの予算ですが、これが下りてくる。この時期にこそね、あらゆることにね、この意欲を持って取り組んでもらいたいなあと。これしかね町民を救う、この美しいね、この大方の海岸や、この川や自然を守ることとはできんじゃないかなあと、こんなに思うがですが、この点どうでしょうかね。

この点についてお答えをお聞きしたい。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

西村策雄議員の、浜町の道路改良と津波対策についてお答え致します。

佐賀地区の漁業集落環境整備事業については、地域の住環境の改善事業として整備を行っております。防災関係の施設整備として集落道の整備、防災安全施設として防火水槽や避難誘導灯の設置、緑地広場などの整備を進めております。

ご質問の路線は、平成19年度より事業実施に向けて関係者協議を行い、関係者の事業理解を得まして測量設

計と建物調査、物件補償調査などを行ってきました。本年度は、前年実施した測量設計調査の結果を基に個別に交渉をしております。この整備については、浜町地区の役員会でも事業計画、事業経過等も説明して進めております。地域もこの改良の必要性を認識しておりまして、早期整備を望んでいるものです。関係者の事業理解を得まして、現在のところ、関係者9名のうち6名の方と契約提携をして建物等の設計をしております。

この路線については、21年度も継続して関係者交渉を行い、道路改良により通行の安全と災害時の避難路として整備を行いたいと、早期の完成に努めたいと考えております。

津波対策としての防潮壁の設置についてのご質問でございますが、漁業集落環境整備事業では実施できる津波の対策としては、防災関係の避難路、避難広場、避難誘導灯などの整備に限られておりまして、防潮壁の整備は困難であります。

地震津波対策では、高知県としての考えは、揺れたら逃げるを基本原則としておりまして、この環境整備では、避難路や避難広場の整備に重点を置いております。従いまして、多額の費用の掛かる防潮壁の設置については現実的には困難だと考えております。現在は集落内の道路整備を優先して行っておりますが、震災時にいち早く高台に避難できるようにですね、避難路の計画についても、この事業で可能な範囲で計画を見直して整備に努めたいと、そのように考えております。

ご質問の後段部分は、佐賀の総務課長の方からお答えさせていただきます。よろしくお願いします。

議長（小永正裕君）

藤本総務課長。

佐賀総務課長（藤本岩義君）

それでは、後段の方についてお答えさせていただきます。

先ほど、海洋農林課長が多様なことを言っていただきましたので、重複するところもあると思いますがよろしくお願いします。

高知県が行いました第2次地震対策基礎調査によりますと、南海地震が発生した場合、黒潮町内では震度が6強から6弱と言われておりまして、津波の高さは大方地域で約7.9メートル、佐賀地域が約5.6メートルとの予想がされております。このため行政としましては、住民の生命と財産を守るとともに、地震による被害を少しでも減少させるために、さまざまな取り組みを行っているところです。

その対策としては、自主防災の育成や、住民に対する研修、啓発などのソフト事業を中心に行っておりまして、その取り組みにおいて黒潮町内の自主防災組織の組織率については、平成20年度で94パーセントと、58地区が組織決定しております。残りは3地区になっておりますが、21年度中に結成する予定でございます。また、組織結成をした自主防災組織については活動の活発化を図るため、資材の購入や避難路の整備に要する費用を補助して支援を行うなどしております。

平成19年度からは、災害に対する知識や技能を得る機会を設けまして、人材育成の推進、また自主防災組織の継続した防災活動体制を整え、地域の防災力を高めるための防災サポーター養成講座などを開きまして、現在2年間で34名の方が受講しております。

高知県も同じ考えですが、本町としては防波堤などの整備には大変大きな事業が掛かりますので、ハード事業での対策には限界があると考えております。このため、県や関係機関と連携致しまして、ソフト対策を中心に、まずできることから取り組むことを基本にしているところでございます。

西村議員のご質問のように、住民の生命と財産を守るためには防波堤等のハードの事業が大変大切なことだと思いますが、津波に対応できる防波堤を広範囲にわたって整備を行うということは、膨大な事業費が想定されます。従いまして、構想を決して否定するものではありませんが、現在の国、県の財政状況、また町の財政

状況等を考えますと、早期の防波堤の整備は困難であると考えます。

なお、現在の佐賀港の堤防のDLにつきましては8ないし9メートル、横浜の付近についても約8メートルございます。海拔でいきますと、それから1.1メートル下がりますので、佐賀港の付近で6.9から7.9、横浜の付近で標高が6.9ぐらいの高さの堤防がございます。だた、おっしゃられますように、港周辺とか河川の周辺については、なかなか整備がまだできてないという現状であります。

以上、お答えさせていただきます。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

津波対策についてはですね、執行部のいわゆる姿勢は前からまあ変わらんですが、これはね、しつこくね指摘をしておかないとね、まあこの地域性にもよりますが、やはりその一番被害を受けた須崎市はですね、やはりこのことについて一文字を沖へやったりね、非常にこう海が深い、深いけれども津波対策ということで、何をおいてもいうことで、港の沖にいますかね、漁業組合の港の沖に一文字をずっとやっておりますわね。まあこれで津波対策等の一助になるということで取り組んでおるわけですが、また港周辺へ工場の材木等の流出等々についてもやっておりますが、人家の周辺にはね、やはりね、2メートル50ぐらいの壁を築いてね、やっております。

まあ県も予算がないから、そのハードで逃げるのが第一やということですが、やはりね国道を守るということとはね、非常に大事なことなんです。ほんで県も国もやらんきに、今わしらは、まあこんなもんで良からうと、もっと逃げろよと、これがね純日本的な考えなんですよ。昔から、まあそういう日本民族いうかよ、日本国家はそういうことでして、あんまりね、人と、この財産を守るということが過去にないんですよ、歴史にもないんですよ、ない。

私もその一員に、怖いこと願書は出しちよったけど、おまえら行て、目が見えるきこれへ行て、特攻隊になるがやったら願書を書け書けいうて先生に言われて書いて、明日行くいうときに終戦になったけど、やはりね、1年前に行った人がもう死んじょうがよ、戦艦の大和に乗せられて。そういうことがありますのでね、人命と財産を守ることにね比重をね、やはり地方自治体は置いていく。国や県はどうあろうとも。まあそういうことが非常に大事なんですよ。ほんで、いくらね努力してこうやってもね一瞬なんですよ、この災害で破壊されると。いくら努力した素晴らしい町を築いてもね、この津波でねやられると一発でね、何百年もいわゆる築いた町の歴史や財産、すべてのものが吹っ飛んでしまう。

このことについてね、高新一月12日にね、和歌山県の広川町での教訓いうかね、これが掲載されておりました、稲むらの火ということで。これを見ますとね、安政の揺れということで、幡多地区は、佐賀は6弱、大方は6強、そういうことでずっとこの歴史のデータが出ておりますが、広川町へ僕は1年ばあおったことがおるんですよ。有田川いう、ちょっと裏手の山の所ですがね、遊山にここへ行ったんですよ。行ったらね、行く人は必ずね、土一握りいうてね、遊山に簡単に行けない。そういうふうにして自分たちで守るいうか、その町で守る。まあ一つ問題は、東側の川の所にね水門がないがということで、どうかなあ思うたんですが、町は守れたんですよ、これで。

そういうことでね、やはり県も何もあろうかと思いますが、町で町民の生命と財産を守る。たとえ金が必要でもね、今、残土が出ますので、それを利用するということは、私、最大のチャンスやないかなと思いますが、これについてまたね、やはりいわゆる防災ということで取り組んでもらいたいなと、こんなに思います。

続いてですね、この3番目の質問に移りますが、生活道の整備維持を前向きにということで質問致します。

ご承知のようにね、合併を致しまして、この黒潮町の道路の改良についてね、こう見ましたところ、佐賀と大方の格差が非常に大きい。これを見るとね、佐賀は非常にまあ代々の町長がね、非常に道路改良に継続事業として取り組んでまいりました。その結果、非常にまあ町の債権も大きくなったんですが、やれるときにやった。そういうことです。ところが大方はね、町道と、いわゆる農道と林道の区別が非常に分かりづらい。改良されよう所はですね、県道なんですよね。まあ湊川とか馬荷の奥の方は町道でやりよりますが、今回の予算にも出てます、2件ね。

しかし、いわゆる知事はね、中山間地域の命の道、またいわゆる山の多い背後地の山間地域を整備する。そして、懐の深い高知県をつくろうということで非常に今前向きに取り組んでおりますが、この事業もね、やはり山間地域の道路の改良をできるなればね改良をする。また、その改良がなかなか難しいという所であれば、これも前にも質問したんですが、視距改良と、いわゆる待避所を造っていく。そんでね、奥地域がね整備されるとね、その町は非常に豊かになるんですよ。なぜかいいますとね、荒地地がなくなる。そして、その豊かな水がね、やはり維持される。それによってね、環境もずっと変わってきます。そのことを考えると無駄銭はないんですよ。

どうもね見てみると、町道ではない林道か農道か分からん所に立派な家があって、見事に田んぼを開いてね、見事なこの住宅が建ってますわね、道路に似つかん。おれ、ちょっとあれ見たら、行政の方々は住民の方にちょっと恥ずかしいなと思うような住まいをしてるんですよ、見事な田畑を耕してね。そのことを考えるとね、やはりね、道路整備。また、林道は林道の、いわゆる対応があらうかと思うんですが、圃場（ほじょう）整備をほとんどしてる。そこはね、農道で整備をしてね、補助比率のえい農道で整備をして維持ができる町道に昇格するとかいう、そういう柔軟なね対応をね、これもどんどんすべきじゃないかなあと。

ほんで今回のね、いわゆる地域整備と地域の活性化いう予算がついてますので、これは2012年までやということを言われておりますが、この、いうたら4年間にね、やらなかったらもうできないんですよ。そのことを考えるとね、やはりこういうええことはね、県とね連携取ってどうしてやらんのかなあという疑問がわくんですよ。

ほんでね、道路の維持にしてもね、いわゆる地方交付税法を見たらね、これも教えてもらうてね勉強したんですが、これのいわゆる交付税法の12条の1とね、別表の第12関係の、道路、橋梁（きょうりょう）のね経常経費、または投資的経費をね適用してね、こうできんもんかなあと、そんなに思うんですが。あんまりこう黒潮町は関心がないいうかね、佐賀はこんなこと放っちゃったら大ごとになる、執行部は。ところがここは、もうそれが慣れたいうかね、そういうとこなんですかね。ほんで中山間地域へ行ったらあの道でね、よう生活をしようのう、苦情が出んなと思うんですが。何人か提起をされておりますが、畦地さんがよう言いようがですけんど。

このね、やっぱり知事が取り組むいう、中山間地域は命の道やと、水も整備する、そういうことを提起されておりますので、やはりね、県とのチームワークを取るところは取る。これは県がやれ言うても、町のためにならんということもありますのでね。やはりあるんですよ。県のやった仕事にね、まともな仕事はめったにないんですよ。私は見てます。佐賀の港はしかりです、これは立派なもんです。ほかのことで、こらあ県が力入れたら全くろくなことはなかったですね。ミカンは切らないかん、田んぼは荒らさないかん、大変なね被害を受けた町民がおるがですよ。しかし、今回はちょっと違うんじゃないかな、この知事は。そんなに思いますね。とにかく自分らが汗かくぞと、それから民活と一緒にね、いわゆる県の高揚を図ると、こういうことですのでね。

ぜひこれ一緒にやってもらいたいがですが、この点について質問致します。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、西村議員のですね一般質問3番の、生活道の整備維持を前向きにとのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問の趣旨はですね、農道、林道等をですね、町道に編入をして、交付税、交付金に算入させ、その財源でですね、まあ道路整備を進めてはというご趣旨だというふうに理解しております。

平成18年3月に合併をして以降ですね、まあ両地域の道路状況を見てみますと、大方地域の町道認定の状況がまあ少し少ないかなというふうに思いました。そこで平成19年度に、道路台帳の整備、見直しに併せてですね、特に大方地域の見直しを行いまして、昨年3月議会においてですね、修正路線を合わせまして62路線、約11キロメートルをですね追加認定をしていただき、完全ではないですが、ほぼバランスが取れてきておるんじゃないかなというふうに、今現在考えております。しかしながら、道路の整備状況となりますと、まだまだ差が見受けられますので、まあ可能な限り整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

農道、林道を町道にとの件ですが、以前もご質問が別の議員さんからありましたけれども、道路はそれぞれやはり目的があると考えます。町道といいますと、やはり受益地にですね住家や公共施設等があることが基本であろうというふうに考えております。しかしながら、道路の利用状況はですね日々変化しておりますので、今後ともですねご質問の趣旨を含め状況を検討しながら、町道への認定や改良などを進めてですね、住環境の整備向上を目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

お答えのようにね、道路のいわゆる使用いとかね、状態は確かに変わっております。しかしね、道路でね、価値のないものはないんですよ、ない。いわゆる農業地域のね、隣の町ではね、今何が起きているかいうことを言いますとね、その農道から林道を利用してね11トンの車がほとんど通る、入る道をこさえちょうがですよ。ほんで、何を積みようがやいうて聞いたんですよ。前はね、邪魔物の間伐材がね11トンへね、いわゆるそのユンボいいですかね、重機でね、巻き取り機を取ってね、森林組合が伐採した木をどんどん積み込みよう。おまんらそんなことして、おまえ何するぞいうて聞いたらね、いわゆる大阪セメント、須崎のセメント会社の発電機用にね、いわゆるバイオの燃料としてそれをバシバシ切ってね、これくらいにバシバシ切って積みようが、どんどん。それをね、持っていくよう。ほんで今まで石炭をたきよった、ピタッとやめて、あの白いこう蒸気が出りますがね。あれは、その森林組合の伐採の木をどんどん積みよう。ほんで民活で会社が何社かできてね、それへ向いて売り込むいとかね、産業の活性化になってるんですよ。

おっしゃるとおりね、ご答弁のようにね、道路の価値は非常に大きくなってるんですよ。だから、田舎の道は人が通らんき要らんじゃないんです。環境にね非常に優しい、そういうね、いわゆる利用できる道に変わっていくんですよ、ね。それと水。だからね、この環境を含めたことを考えるとどうしてもね、道路は必要だということです。

のでね、まだ奥地区にはね、そういう所がありますので、現在その山林の所へ11トン行けるようなふうじゃないんですよ。あれ4トンでもぶちこけるでしょう、あれ荷積んだら。路肩が弱いから横転しますよ、あれ。あんな、そんな道ばつかでしょう。産業振興化いうてやりようけんど、道が悪いけん入っていけんですよ、あ

れ。私が知っちゃう車、随分こけたいうことを聞いちゃいますよ、同僚が。何か生コン積んで行っちゃって、つき座ったとかね、そういうとこばっかでしょう。これ何とかできませんか。

そういうことで、そのことについてもう1回。いや、課長の質問でええがですけどね、もう一度ねそういうことですので、認識を新たに取り組んでもらいたいなど。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、再質問にお答えしたいと思います。

その前にですね、1つ、第1回目の答弁の方で抜かっておりましたので、ご質問の中に、通告書にはございませんでしたけれども、まあ町内の道路ということで県道が含まれておったというふうに思いました。そこがちょっと抜かっておりましたが、まあ県道についてもですね、県道は基本的に今、県の方針と致しまして、中山間の県道につきましては、1.5車線の改良ということで進めております。いつも言っておるのですが、道幅が1.5倍というわけじゃなくてですね、現在の道路の、今、西村議員の質問からもありましたけれども、視距の改良とか、待避所を設置するとか、狭い所を一部直すとかいうようなことでですね、まあ通行をしやすくするというのが1.5車線改良ですが、まあその方向でですね県の方にも要望しておりますので、今後ともその方向で対応したいというふうに考えております。

それから、林道等の整備でですね、産業の振興ということがございました。それが一番ポイントで、自分たちはそれぞれの道路を目的に持って整備していおるというふうに考えております。

後段の方で、事故とかいうようなこともありましたけれども、特別に私の方にそのことが入っておりませんので、そういう状況にありましたら、その都度現場に行つてですね対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

4問も質問しましたので、これあんまり時間がないけれど、4番目ですが、農林水産業の活性化への取り組みはということで質問致します。

去年のいわゆる生産高を見ますと、大方と佐賀地区のね水産業の水揚げ高が減っておりますがね、この要因についてはですね、私よりも村越君らが一番知っちゃうがですが、やはり資源の枯渇いいますかね、このことで水揚げがなかなか大変やということだそうなんです。

ほんでね、一昨日、前の議員であった組合長に聞いたがですが、即効薬と特効薬は何ぞよ言うたらもう、ということで、ほんなら前、佐賀へ研修に来ちゃったね三重県の南島町の議員がね、この佐賀と大方と佐賀の海を見て、ここでアワビとかイセエビ、この水揚げは10億超しようかよいう話やった。そればあ超しようやろいうことで、その同僚議員に聞いたら、とんでもないいうことでした。まだ、ずんずんと下やという、ああそうかねいうことで。まあこの町は明神議員もご存じだそうですが、今、合併しているそうですが、この議員の言うにはね、漁期は非常に短い。短いけれども、そのエビ魚礁をシラスの所に何段か積んで、小さい穴はエビがすみつくが、タコの被害があるから、すぐ穴がいやってしまうと、エビが入れませんので大きながににした。大きなのにしたらタコの被害があるが、それでですね3倍の水揚げをしたということですね。ほんで、1軒のイセエビの水揚げがやっぱり600万以上取りよるぜよと、ここで取れんはずがない、この海ではということでした。

そのことを考えるとね、やはり農林水産業の活性化の中で、特効薬といわゆる即効薬はもうこれしかないということで、ひいとい話をしたんですが、これをね、やっぱりこういうことに取り組む考えはないでしょうか。

その三重県の人のお話ではね、まあ田野浦沖からね上川口沖、それから伊田から井の岬沖から灘、白浜から佐賀、熊野浦から鈴の海を見てね、すごい海やと、これで水揚げができんことは絶対ないと、そういう話でした。ぜひこれ調査をしていただきたいなあと思います。

そして、農業の生産についてでございますが、時間がございませんので走り走りになにしていますが、これ12月にも大西議員から提起がありました、その堆肥（たいひ）場の設置でございますが、今、百姓をしますとね肥料が上がってね大変なんですよ。1万円で3俵しか買えんでしょう。それでね、苗付け等をしよつたらね、大変なんです。それもう、あれになりません。商売にはなりません。そのことを考えるとやはりね、堆肥（たいひ）場を作つてね、やはり地力を作つて堆肥（たいひ）を少なくして、やはり農業生産に取り組むと、これが一番の特効薬だ。これも12月のね高新に出ておりましたが、まあこれは切り取りがあんまり多いものでどうしてもよう捜さん。その中でご無理を言いまして、新聞社に頂いたがですが。

この中でね、栃木県の茂木町といいますかね、茂木の町長という人が堆肥（たいひ）作りで町を活性化ということで出しておりますが、やはりこれを読んでみますとね、やはりその堆肥（たいひ）で農業の活性化を図り、また収入を増に取りつけたと。そしてまた、農業に取り組む若者も増えたということで書いておるがですが。町長が、これ広域じゃないとやれんぜ言いよりましたが、やっぱり森林組合のいわゆる今の材木の収集をするとき、伐採の収集をするときに、切りくずとかいろいろ出ますし、佐賀にはね、おがくずとか鶏ふんとかいろいろございますので、材料はございますが、大西議員の言われたとおり。これはね、やはり公社をねつくつてもね、いわゆる民間に参入していただいて、いわゆる施設は3億円掛かったそうですが、そのうちの2億円が補助金で、1億円がいわゆる持ち出し、それで年間の売り上げが5,000万から6,000万と言われておりますが、まあこれ本当に産業の活性化を図るがやつたらね、こういうことをやらざつたらできないんですよ、本当に。

このことについてどうでしょうかね。これはひとつ町長、ひとつ答弁お願いしたいです。

議長（小永正裕君）

海洋農林課長。

海洋農林課長（矢野健康君）

西村策雄議員の農林水産業の活性化の取り組みについて、私の方から先にお答えさせていただきます。

漁業の町内水揚げの状況ですが、19年の状況ですが、佐賀地区が約1,980トン、水揚げ額8億6,000万、大方地区が約500トン、3億6,000万円となっております。近年の状況では水揚げが若干、量的には変化ありますが、水揚げ総額では12億円ほどで推移をしております。

ご質問のエビ魚礁の設置については、これまで自然石の投入による、つき磯事業を佐賀、大方両地区で実施しております。この事業についてはですね、以前から言われるように会計検査で事業による効果が出てないという指摘がありまして、現在は休止しております。この中で、岩場を有する漁場においてですねイセエビの漁獲も上がっておりまして、一定の成果は出ております。やはり漁場環境の良い所では、イセエビ漁というのが漁獲に現れております。

これまで多くの魚礁設置をしております、この既存魚礁の状況を調査することにしております。県において21年度に実施願うこととしておりまして、この調査結果に基づいてですね今後の対応を検討していきたいと考えております。

また、漁協との協議ではですね、モイカの産卵礁づくり、また、カツオ、ヨコなどを対象とする小型の中層

浮き魚礁について以前やったことがありまして、その検討を再度できないか検討をしてる状況です。

それから、農業生産額を上げるための堆肥（たいひ）場の整備のことでございますが、以前町長がお答えしたようにですね、広域での取り組みも必要ということで考えております。これまで農協関係とも協議をしておりますが、施設整備の具体的な検討には至っておりません。環境保全型の農業の推進のために有機資源の活用ということは必要であります。施設整備に係る需給調査や、また施設の整備費用、生産に掛かる運営管理費用、建設場所など、いろいろ課題がありまして、現状ではまだそこまで至っておりません。

堆肥（たいひ）の施設整備に係る実施主体としてはですね、どうしてもその有機堆肥（たいひ）を必要とする園芸農家等が主体となって進める必要があるのではないかと考えております。広域的な取り組みも含めて、どういう組織で整備が可能なものか、今後検討していきたいと考えております。

議長（小永正裕君）

西村策雄君。

12 番（西村策雄君）

あと 8 分です。まあ自分が時間を設定して通告したわけですので、時間は絶対守ろうかなと、まあそんなに思っております。

ただ今の課長の答弁でね、水産高の話も聞いたのですが、まずは私は限定をしてね、イセエビの話をしたがですよ。ほんでね、まあできたらね、その現地へ行ってね調査もすべきやないかなあと。佐賀のときはね、すぐ行ったんですよ。課長が行かざったら議会が行ったんですよ、ぱっと。そればあに足をね軽うにせなね、いわゆる産業の活性化には結び付きません。いごかざったら。ほんで知事も言いように、動かないかん。温かい心で動かないかんいうて言いよるでしょう。ぜひ動いてください。

それとね、堆肥（たいひ）の件ですが、これは広域いうても駄目なんです、広域なんかへやったら。やはり黒潮町でね誰かやれやと、補助を取っちゃうき、ぐらいになったら手挙げる人もおるがですよ、今どき、ね。これはね、何人かの組でね出資をして、わしもやるぜという者おるがですよ、おりますよ。そういうふうにせなね、さあ、いつ、誰がやるのいうて、私ちょっと無理やのうとかね、そんなね広域でやらないかんとかね、そんなことでは駄目なんですよ。

だからね、提起をする。これに誰が参入してやらあやと、責任持ってやるかえと、補助を取る書類等はおらが役場でやらあよと、それくらいにやってね、2 億円を補助金を、1 億円 10 人でやってみようぐらいはね、そういう積極的なね対応をねせないかんですよ。こういうことがね、まあ佐賀とは全然違いますのでね、大方は非常にまあなそいこですのうでね、ぜひやってもらいたい。

それとね、どうしても指摘したいことがある。大方はね、非常にまあ遅れちょう、まあそれも売りもんや言いよりもね、そうやないんですよ。何十年か前にね、ある人の子どもさんがひいとい新聞に載ってましたね。あの人の娘さんやと思うのですが、その人と、いわゆる伊豆の下田へ仕事に行ったんです。そこでね、休みの日にね、川端康成が来た、講演があるゆうき行った。そのときにね、驚いた。上林暁のね話が出た。四万十川いうて簡単に売れたがじゃないんですよ、あれ。そのときのね、その上林暁のヒントを得てね、蛸瀬川とね、その四万十川のね、その文章の話があった。それだけ頭しか残ってない。草木繁茂する、とうとうと流れる悠久の流れのね、四万十川。その周辺にはね、それぞれの地域の人が川とともに生きていくというような文章をね書いてるんですよ。それで、いわゆる川端康成は、伊豆の踊子とかね、雪国、それを書いたというんですよ、そのヒントを得て。文学の世界ではね、いわゆる四万十川らあね、そういう文学者の中で広がっているんですよ。それがね、高知県幡多郡入野の出身や。おい、自分の子の言いゆうがやないか、おい、言いゆうがやないか。そういう話やったよ。

そういう文学者のね、文学のいわゆるが先に開発してるんですよ。だから四万十川、どうしてこの蛸瀬川、この大方がね、それ以後名前が出んのでしょうかね。

ぜひともね、歴史を、また先駆者を大事にしたまちづくりをやっていただきたい。

以上です。

議長（小永正裕君）

以上で西村策雄君の一般質問を終わります。

この際 15 時 15 分まで休憩致します。

休 憩 15 時 00 分

再 開 15 時 15 分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、竹下芙佐雄君。

16 番（竹下芙佐雄君）

通告書に基づいて質問致します。

第 1 点ですが、庁舎移転先。これは有井川と上川口、それからいろいろ各方々にも 8 カ所くらいですか、あるらしいですが。この中で、もし仮に有井川に検討委員会で決まったら、そこへ移転をするのか、有井川、上川口、その方面へ移すのかということです。

それから 2 点目。庁舎移転に対する補償内容、一体どの程度の補償の内容になるのか。

3 点目。庁舎改築に伴う費用見積、これをまあ改築をするわけですから、どの程度のものを大体考えにあるのか、どの程度のものを建てようということについて。

この以上、まず最初に 3 点についてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

それでは私の方から、竹下議員の庁舎移転先につきましてお答えさせていただきます。

まず、移転先が検討されているが、対象に上っている有井川、上川口のいずれかに決まればそのどちらかに移転するものと考えてよいかとのご質問でございますけれども、まあ国道 56 号大方改良事業の進展によりまして、まあ早急に庁舎の移転場所の選定が求められるようになりました。

そのため昨年に、黒潮町庁舎移転建設検討委員会、委員 24 名でございますけれどもを立ち上げまして、平成 20 年 8 月 28 日にまあ第 1 回目の検討委員会を開催し、これまで 3 回の検討委員会を開催してきました。この間、役場の現庁舎の現状や、まあ方向性、また庁舎移転建設計画の基本方針などを話し合うとともに、建設場所の候補地を検討し、現在 8 カ所の候補地を選定しています。

最終的に場所を決定するには、それぞれの場所の造成費や、まあ取付道路等の概算事業がどれくらい掛かるのかなど、もう少し詳細なですね検討材料が欲しいということになりまして、現在コンサルタントにその委託しまして、その作業を進めているところでございます。

このような状況ですので、まだ庁舎の移転場所は決まっておりませんが、町としましてはこの検討委員会に場所の選定等をお願いしてるところでございますので、検討委員会の答申を尊重すべきと考えています。従いまして、庁舎移転場所がどこになっても、検討委員会で決定したことは尊重をしたいと考えております。

次に、国交省の庁舎移転内容に対する、補償内容および補償金額は幾らかということでございますけれども、まあこの件につきましてもですね、まあ国道 56 号大方改良はまあ長い間膠着（こうちやく）状態にありましたが、昨年 8 月にまあ再着手となり、12 月に全体説明会が行われ、現在、早咲地区から調査が進められているところです。用地単価や補償物件の調査を行い補償金額が算定されるまでには、現地調査や関係者の境界立会、また協議が必要になってまいります。そのためには多くの時間がかかりますので、役場庁舎付近まで来るにはまあもう少し時間がかかるとお聞きをしております。

このような状況ですので、庁舎移転の補償内容や補償金額はまだ提示されておられません。従いまして、現時点では補償金額等をお示しすることはできませんので、ご了承いただきたいと思います。

次に、庁舎改築に伴う見積費用の件でございますけれども、このことにつきましても、まだ移転場所も決まっておりませんし、庁舎の規模なども決まっておきませんので、概算事業費を出すまでには至っておりません。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

お尋ねをしておるのは、上川口、有井川、この土地いずれかに、その検討委員会が決めたならそこへ移る、移転をするということなのか、そう考えていいのかということをお聞きをしている。これが 1 つ。

それから、庁舎移転に対する補償内容、これは少なくとももうバイパスはすぐにできますよという内容で報告をしたんですよね。だからそれに対しては、もう庁舎を移転せざるを得ん状態になって、この庁舎がまだその補償内容が決まってないということは、これ許されんと思う。これ二束三文で、これ 100 万くらいばあでいわゆる補償しましょうという、もうバイパスはもう決まっておるわけですから。それを 100 万でほんなら、国交省がこういうようにしましょうということではなかろうと思う。少なくとも補償内容も一定詰めちよかないかん。町民の財産ですから、これ。

それから、庁舎改築に伴う費用。これも一体どのくらいの規模のものを策定をするのか、ここらも少のうても一応検討に上っているだろうと思うんですが、これももう一度お尋ねをする。

で、なぜこんなことを聞くかということ、少なくともこの入野地区が中心で、そしてここには公共施設からいろんな施設が、この中学校こい、それから小学校、保育園、いろんな形でこの公共施設が出来て、そして、あかつき館とか、ふるさと総合センターとか、そういう中心部にこの庁舎がある。これを、とてつもない有井川の方へ向いて持っていくという、そんなばかげたことは考えられん。それを平気で、ここへ移転しましょうという移転地をまあ 8 カ所くらい決めておるそうですけれども、問題はそこが、どこに持っていくにしても費用はおんなじことやと思うんです。あんまり変わらない。それを、有井川に決まれば有井川へ持っていく考えなのか聞いておるんです。

それから、庁舎移転に対する補償内容については再度お聞きをしますが、以前はこの庁舎のときには、約 4 億くらいでできるという。そんなばかなことがあるかという考えでしたけれども、まあ補償内容は 3 億か 4 億あればこのくらいの庁舎は建ちますということです。だから今でもそういう考えでいるのかどうかお聞きをしたい。

それから庁舎改築に伴うても、やはり日本一の庁舎にするのか、あるいはそれなりの市町村の町役場としてふさわしい必要なだけの庁舎にするのか、その点を、恐らく考え方の中にあると思うんですが、その点を再度お聞きを致します。

議長（小永正裕君）

植田総務課長。

本庁総務課長（植田 壯君）

まず移転場所のことでございますけれども、先ほども申しましたけれども、移転場所はですね、たとえ有井川になろうが、上川口になろうが、この入野になろうがですね、私は検討委員会で決定したことは、やっぱり尊重すべきというふうに考えておりますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

また、補償内容につきましてはですね、まあある一定出せるかもしれませんが、やはりそういった補償内容というのはですね、ある一定確信を持てる部分ではないとですね数字というのは一人歩きしますので、現時点ではですね、まだそこまで至ってないという状況でございますのでご理解をいただきたいと思います。

また、庁舎につきましてもですね、庁舎の概算事業費でございますけれども、これもある一定その、我々事務局側としてはですね、そのいろいろ持っておりますけれども、そこらへんも含めてですね検討委員会の方で建築面積とか、どういったサービスを含めるかとか、まあいろいろそういったことをですね検討委員会でも検討しておりますので、現時点では大変申し訳ありませんけれども、行政としてですね、役場として建築費用をここでお示しするという事はなかなか難しいというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

まあ庁舎移転に対する補償内容と、庁舎改築に伴う費用、これらの点についてはまだ時間があるようですね。けれども、問題はこの入野地区の住民にとっては、ここが有井川へ持っていければ大変なことになる。一番、このバイパスでさえ大きな犠牲を払いながらやね、さらにこの庁舎も東の方へ持っていかれ、そんなばかな話はないと思います。これは入野地区住民にとっては重大な問題。だから私は今、既に、もうちまたではいろいろわさされておりますが、有井川に、あるいは上川口に持っていかれるかも分かんぜよという、そういう中で、そりゃあ大変じゃということで、今、住民からそんな声が起こっておるんです。たかがこのバイパスによってやね、そんなことが平気でやられるという点が、これがもう住民無視のこの内容である。

これ再度確認致しますけれども、まあ検討委員会の責任だということになっております。総務課長の答弁では、検討委員会が決めたらそこへ持っていかなざるを得んじやろうと、そういう形の中ではね、私はそりゃあ検討委員会で決めらすためにこれを提示しておるわけですから。それは執行部が責任取らないかんですよ、検討委員会の責任じゃない。

その点再度もう一遍、この点について、これ有井川に決まれば有井川へ持っていきますでいいんですね、これは。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

3 回目のご質問にお答え致します。

議員の質問でですね、まあ有井川に決まれば有井川へ持っていくというご質問でございますけれども、課長も答えましたように、検討委員会というのはですね、まさにその問題を検討していただき、より良いその移転の場所を決定するというために組織した会でありますので、この会の意見、集約というものはですね、これは一定もう尊重しなければならないと。

しかし、この庁舎の移転場所という問題は合併市町村にとって全国的な話ですけど、非常にデリケートな問題があります。気持ちの問題等々も含めてですね、ただ建築の費用だとか、その機能とか、そういったもんだ

けじゃなくてですね、その、今の黒潮町にとって、どの場所にあるのがふさわしいかということも大きな問題としてあります。

まあそういったことで、検討委員会のメンバーの皆さんはですね、あらゆることを想定してですね検討をいただける委員さんというふうに思っております。ですから執行部としてもですね、また委員さんにはなかなか分かりぬくいような、実際この庁舎の中で仕事をする人間のですね思惑といったようなことも会でですね申し述べながら、いろんな意見を集約してより良い場所が決定されるものと思っておりますし、また決定されればですね、そこへ建てるということになろうかと思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

次の質問に移りますが、これはけしからん話やと思うんですね。

で、次は、国道改良についてです。

まず、現道の縁で、まあ今の現道で商売をされている方々、この方々に対してはかなりの悪影響が及ぶものと思います。そのことについて、どんなふうに考えておるか。影響はもう全くないという考えなのか、そこらの点をお聞きしたい。

それから 2 点目は、安全性の問題。これは私ずっと以前から、このバイパスに反対をして申し上げてきましたけれども、反対する理由として安全性の確保なんです。これは、生活交通と通過交通を完全に分離をすることが一番安全な方法です。ところが今、生活交通と通過交通と平面交差で、まあこの事業を進めているわけですが、そこらの点でいわゆる交通安全の保障、まあ口を開けばね、死亡事故が発生した何とかいろいろ言っておるけれども、これは、死亡事故の問題はこれは全部、この国道 56 号線の中で大体 90 パーセント、9 割が大体横断中に起こっている事故。脇道を通っておって事故に遭うというのはあんまりない。だからそのことを考えると、生活交通と通過交通が交差する、平面交差をする所では非常にその歩行者の横断中に事故発生はするということが起きやすい。今の現道と等しく改良道路も、歩道ができたから安全じゃというごまかしを言っておりますけれども、我々は横断をするたびに、その事故の発生というのが心配をされる、危惧（きぐ）される。そのことについての安全性の保障の問題はどういうふうに考えておるか。

3 番目。スーパーサンシャインの付近というのは大変な混雑をする。これは、いわゆる町道藩下線、下の 4 点目とも一緒にダブリますけれども。まあ藩下線を遮断して、それからすぐスーパーの裏口の荷の積み下ろしも、あそこもバイパスでもうなくなる。それから、駐車場はほとんど、まあほとんどということではないけど、約半分はそのバイパスの、錦野団地から迂回（うかい）するその藩下線のつけ替えの道路によって、まあ駐車場がなくなる。そういう状況の中では、スーパーサンシャインはなかなか経営にも苦しい状況に置かれるというのが私の懸念です、心配です。

だから、バイパスをつけることによって、こういった諸問題をどういうふうに改善をしていくのか。これは、どんな道路にしようが、そこへああいふ S の字型に入っていく道路をつけた以上は相当な困難が起きます。万行地区は今ずっと真っすぐ出て、あの藩下線へ入って、そのままずっと上まで上がって保育園へ園児を送り届けたり、小学校、中学校への送り迎えをすることができておりますけれど。これを、とんでもない。あの、まあ何というか、歩道橋というものをつけてね、これで辛抱してください。そういう押し付けで、地域の住民が反対しているのは、そういうことでは困るんだと。藩下線も、あれは遮断さすわけにはいかない。ここも今までどおり通行を保障せよという声が今出ておるんですよ。どう保障するのか、これを。

それから5番目。高規格道路、これどうなっておる。いわゆるその生活交通と通過交通を分離するために、山手ルートへこのバイパスを、迂回路を持っていけいこうと要望をした。ところが高規格道路と一緒になるから、ところが高規格道路はまだ設計にも入ってない、調査にも入ってない。高規格道路をつければこのバイパスは要らない、必要でないんです。将来、要りもしないような道路をここへつけてね、まあドライバーは車で走りやすくなるからその方がいいんだ。ところが歩行者というのは、一番弱者の立場にあつて、しかも高齢者になるとバリアフリーという、今の段階でどこへでも買い物に乳母車を突いていけるような形に今あるんです。いろいろ不便さはあつても。それを全くなくして、そのバイパスをどうでもつけないかんいこうとでいっておりますけれども、この高規格道路、今どうなっておるのか、これを明らかにしてもらいたい。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、竹下議員の一般質問の2番目の国道改良についてのご質問にお答えしたいと思います。

国道56号大方改良の要望が持ち上がったころの記録を見てみますと、現在の国道は車道も狭い上、歩道もなく、大変危険であることから改良計画が始まったというものでございます。ルートの協議に当たりましては、今ご質問にもありましたが、山手側ルートの協議も行つたようですが、先進事例で中心地から離れたルートにすると地域が寂びれるというような事例もございまして、現道脇の商店や地域への影響を極力抑えるということからですね、現ルートになったものと伺っておりますし、またそのようにも考えております。

安全性は、とのご質問ですが、議員もご承知のとおり現在の道路はですね、歩道も整備されてなく、車道も上下合わせて8メートルくらいでございます。新しく計画する道路はですね、片側に車道が3メートル50、路肩を1メートル50取りまして、その外側に1.5メートルの植樹帯、また3メートルの歩道で計画をしております。歩車道を完全に分離した道路で、安全性は現在の道路からは各段に向上するものというふうに考えております。

スーパーサンシャインへの影響は、とのことですが、経営への影響は少ないものと考えております。しかしながら、確かに近くを通過する計画でありますので、関係者と十分協議しながら進めたいというふうに考えております。

落下線の改良についてですが、この道路付近にはご存じのとおり、小、中、高の学校があります。また本年4月からはですね、統合保育所の開園もすることになっております。現在の道路の歩道は、側溝にふたを掛けただ程度の狭隘（きょうあい）なものでしかなく、安全な道路への改良も望まれているところでございます。

新しい道へのアクセスは、少し西にあります。まあご質問にもありましたけれども、少し西にはなりますけれども、両側に歩道を完備したもので計画されています。また、同じ計画で旧道への接続も計画されており、錦野地区から改良道路への接続、あるいはまた現道への接続は大幅に改善されるものと考えております。

また、歩道も完備されていることから、地域での買い物客や児童生徒の通学など、安全性もまた向上するものと考えております。

次に、高規格道路のご質問ですが、現在公表されておりますルートは佐賀中角までの区間で、町内でも片坂付近でですね工事用道路の建設が始まっており、早期の完成が望まれるところでございます。佐賀中角から四万十市までの区間は基本計画区間にはなっていますが、まだルートの公表もございません。今後は、この区間の早期整備が進むよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

高規格道路がつけば新道路は必要ないというようなことを申しましたが、私たちは現在の道が危険でありますので、56号改良ができましたら、現在の道路を生活重視の道路に変換を目指したいというふうな考え

を持っておりますので、安全対策をですね十分考えた対応をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下芙佐雄君）

現道脇で商売をされている人々のことを考えたことがあるかと。これはバイパスでつけても、この改良道路にしてもですね、現道で商売をしよう人はもうこれ全部商売ができなくなるいうふうに、まあ商売をされている方々は言っておる。わしらはもう、商売はもうできない。これ早咲からこの入野地区にかけて、そういう方々がいるんです。

それでスーパーも影響はないと言っておりますけれども、影響があるから言っておるんです。影響が出るから。スーパーの裏の荷を積み下ろししておる個所、ここはもういわゆる道路がつくんです、道路敷が入る。それからスーパーの西側の駐車場は、大体あそこは錦野団地からこの新しくつける道路が、あの岩瀬の所の空き地へ出てくるということでは、まあかなり駐車場もなくなる。どんなにしても、いわゆるあの付近の混雑は避けられんです。農道が入ってるんですよ、井ノ谷へ。ほいたら、井ノ谷が入っている農道との交差はどうなるんです。結局、トラクターの出入りもするいろんな形で、農機具がそこを出入りをしておるんですよ、今。そんな個所をね、見て、別にそこは何もない。もし出てきたら責任取れますか。混雑が起きたりこいした場合には。

今、交通事故で、大体事故の発生、歩行者、あるいは自転車とか徒歩で横断中に事故が起きるのは、大体まずスピード違反、それから前方不注意、それから飲酒、居眠り、それらで発生をしておるんです、おおかた 100 パーセント。ドライバーの責任で回避できるものが、ドライバーがスピードを出し過ぎたり、あるいは居眠り運転をしたり、飲酒運転をしたり、そういう中で交通事故は発生しておるんです。車同士のことを言ってるんじゃない。

確かに道幅が狭いから、そこで事故はいろいろ起きやすいいうけれども、その、今の歩道を歩いていて事故が発生したというのはあんまりないんです。その点を、そういう道路概念というのがないでしょう、あんたは。歩道をつけたら安全なという感覚ではない、歩道を越えてですね、都会ではあんな広い道路でさえ登下校の児童生徒が集まって歩いてるとこへ、そこへ車が乗り込む。あるいはもう誰でもいいから殺しちゃうというようなことで、車で乗り込んで人を敷きつわす。とにかく通過交通、車の通っている道路で危険性のない所はどこにもない。今の道路は大体速度制限 40 キロ、この地区内。これで守っておれば、大概死亡事故が発生するということはない。ところが今度つく現道では、60 キロから 80 キロのスピードで走るんですよ、車が。その前を横断する。今、中村市あたりでも改良した道路で死亡事故からいろんな事故が発生しておるでしょう。これ、どう説明をします。その内容について。改良した道路だから安全なはずや。なぜそこで事故が起きる。あるいは土佐市からあっちへ、東の方でね、土佐道路で自転車乗りがはねられて死亡した。これはどう説明します。道路改良された所で起きておるんです。だから一番いいのは、これは検討委員会でも、第 1 回目の検討委員会では、いわゆる生活交通と通過交通を分離しなさいという検討課題として第一に載っておったものなんです。

私、その歩道をつけたらね、ありゃあ起きないという考え方はね、これはやめてほしい。安全性を確保するためには今の道路計画でも挙げて、生活交通と立体交差にすれば分離ができますわね。これからの景気ですから、これからまた好景気になって、いろいろ道路縁へ家を建てて何とか、そういうことにはなりませんよ、はっきり言って。人口数は減ってきてよる、車数の台数は減ってきてよる。そういうところをね、きちっと、住民の

ために。この入野地区の皆さんというのは、一番被害を受けるわけですから。あんたは中村市から通うておるから、そんなことは何にも考えてないでしょう、ね。ここで生活をしている、わしらが困るんだ、はっきり言うて。

佐賀の方面から町役場や議会へ出てきたりこいするのは、車で運転して来るわけですから。その人らには、車で走るには走りやすい道路が欲しいかも分からん。我々はここで生活をしているから少しでも安全な道路が、道路よりも今の状況でも構わない。これは全部、主婦の皆さんがそう言っておるんです。そのことについて検討したことないでしょう。反対者の意見聞いたことないでしょう。反対者の言い分を聞いて、取り上げて、それを検討課題にしたこともないでしょう。そこらの問題がね、ただ、賛成者がようけやったからいうことだけで決められてもね、実際に犠牲を受ける我々にとってはね、それを黙って指をくわえて見過ごすわけにはいかない。

もう一度、安全性の保障、これをどうするか、きちっとご答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

松田まちづくり課長。

大方まちづくり課長（松田博和君）

それでは、竹下議員の再質問にお答えしたいと思います。

多岐にわたりましたので、自分でメモってることをできるだけ詳しく説明させていただきたいと思っておりますので、（竹下議員より「あんまり詳しく、おまんの考えちゅうことを詳しいに説明したちやね、いかん。わし問いよることを説明せないかん」との発言あり）ええ。問うたことをですなメモって、つもりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、現道脇への商店への影響ということですが、先ほどの第1回のときにも答弁したところですけども、全く影響がないというふうな考えは持っておりません。しかし、山手ルート（竹下議員より「山手ルートもうええわね」との発言あり）分離したルートよりかは、やはりそこが心配だから、このルートになったというふうに考えておりますし、自分もそのように考えております。

それから、スーパーへの影響ということですが、これも先ほど答弁致しましたとおり、基本的に駐車場の整備等を今後考えていきたいと思っておりますので、影響は少ないというふうには考えておりますので、その点ご理解願いたいというふうに思っております。

それから、特にはまあ安全性のことで大きく指導がありましたけれども、この道路計画が出来上がってからまあ約10年かかりますが、その間に8名の方が亡くなられております。やはりその原因はですね、竹下議員は歩道の問題じゃないというふうに質問されましたけれども、今までの事例を調べてみますと、やはり歩道があったら防げたんじゃないかなというふうな事例がありますので、基本的にですね歩道の整備というものは大事というふうに考えております。分離で、まあ道路の事故は防げるというふうに考えておりまして、まあ竹下議員は、その少し言葉が厳しい面もありましたけれども、その安全運転というものはですね、これも大事なことでありますので、その点もですね、また考えていきたいというふうに思っております。

それから、私の個人的なことも出ましたけれども、この道路改良の目的はですね、この地域の安全性の向上、これはもちろんのことでございます。しかしながら、幡多地域の住民にとりまして、この56号の大方地区の改良要望はですね強いものがありまして、今回も要望する中で、幡多地域の首長の意見を添えてですね、国の方にも働き掛けた経緯がございますので、ぜひその点はご理解願いたいというふうに思っております。

それから、反対者の意見を聞いているかということですが、私が担当しましてからはですね、できるだけ全員の方の状況を聞こうということで、現在も反対者の方にも回らせていただいております。その回り方うんぬん

はさておきまして、こちらが誠意を持って説明していく中にはだんだんの方がですね、ああ、そういう計画や
つかったというようなことで、理解を示していただいております状況にあります。従いまして、今後はその方々の意
見を、なお反映できるものなら反映した道路に持っていきたいというふうに思っておりますので、その点ご理
解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下芙佐雄君。

16 番（竹下芙佐雄君）

まあ、そのいろいろ言っておるけれども、納得のできる答弁ではないんで、はっきり言うて、ね。ほんで 8
人ばあ、その間にも亡くなったじやいう、これ横断中にほとんど死んでおるんですよ。歩道があれば助かった
という。そんな事例はあまりない、多少あるかも分かん 1、2 件は、ね。しかし、わしの調査した範囲では、
ほとんどが横断中に死亡しておるんです。

それからモラルの問題、運転手のモラルの問題。これは、運転者のモラルの問題じゃいうけれども、実際
のところそういう形の中で、この今の死亡事故からこい全部、運転手のモラルの問題で起こっておる。運転
手が十分安全運転で車を運転しておれば、死亡事故は発生しない。前方を見ておれば。

まあ時間が、もうあと 35 分になりました。大事な内容を残しておりますので、この質問はこれで終わります。
まあ再度また次に機会があれば質問をさせていただきますけれども、これははっきり言って入野地区では反対、
猛反対運動をこれから取り組んで起こしていきます。

それから、次の住民の健康管理についてでございます。

これ、資格証明の発行部数には、部数は何件か。それから、健康保険者証のない家庭で病院にもかかること
ができない皆さんの健康管理について、どう対応しているのか。

それから同世帯の中で、いわゆるその資格証明発行の中で、保険証が手へ渡ってない。同世帯の中で、15 歳
以下の児童生徒を抱えている家庭の皆さんの健康管理についてはどういう考えを持っておるのか。

この点についてお伺いを致します。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

それでは、3 点目の住民の健康管理についてお答え致します。

中の 1 点目の、国保の資格証明書の発行数と健康管理の対応。そして 2 点目の、児童生徒のいる家庭への対
応について共通するところがございますので、併せてお答え致します。

国保の資格証明書は、2 月 28 日現在、83 世帯に発行しております。その中で、中学生以下の子どものいる世
帯は 3 世帯となっております。資格証明書は国保税を 1 年以上の未納者についてはすべてという国の指導の基
本がありますが、黒潮町では年度末が近づいたところから案内通知や電話連絡、そして税務課の戸別訪問などで
該当者と税務相談を行いまして、被保険者の生活実態、健康状態、家族構成などを把握して、月々の支払い可
能な金額を設定するなどの方法を取りまして、できる限り資格証明書ではなく、1 カ月の短期証への発行に切
り替えております。

また、中学生以下の子供さんが病気にかかったときや、一般の方でも継続して病院にかかっている方、そして、
病気にかかって相談に来た方などには、納税の有無にかかわらず 1 カ月の短期証を発行おります。ただし、こ
の方法は町単独で行っていたもので、国では認めておりませんでした。しかし、国の方も多くの国民要求に応

えるため、これまでの一律した短期証の発行に対する基本方針に合った医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出があり、当該保険世帯は国保税を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると判断した場合は、1カ月の短期保険証を交付できるということから、中学生以下の者については、何の条件も付けずに6カ月の短期保険証を交付するようにと法改正が行われました。それに伴いまして、当町でも21年度からは国に準じた内容、もしくはそれ以上の対策を取っていくつもりです。

一方、健康管理についてですが、日々の健康管理は自分でしていただくことが基本と考えておりますが、町としては病気の早期発見につながる健康診断を毎年実施しております。これには国保税の納入状況とは関係なく、該当年齢になった方全員に案内状を送付しております。そして、どなたでも受検できるようになっております。ただ特定健診、以前は基本健診と言っておりましたが、その特定健診は無料ですが、各種のがん検診は生活保護の方と一定年齢以上の方は無料ですが、それ以外の方はそれぞれ項目別に手数料が必要となっております。

そして平成20年度からは特定健診を行って、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群と言いますが、および、その予備軍の人を発見し生活習慣改善の保健支援が必要となった方には、町の保健師が無料で必要度に応じた保健指導を行っています。ただ、平成20年度の指導対象者は217名おりましたが、実際に指導を受けられた方は、まあ何らかの都合があったかと思いますが、わずか19名となっております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

ここに、参議院の小池晃（あきら）氏が提出、国民健康保険の被保険者等に対する必要な医療の確保に関する質問に対する答弁書を、この麻生総理から頂いた。

その中では、特に子どものいる世帯については、資格証明書の交付に際しての留意点を示したものであるが、その基本的な考え方は、世帯主が市町村の窓口において当該世帯に属する被保険者が医療を受ける必要が生じ、かつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難である旨の申し出を行った場合には、当該世帯主は保険料を納付することができない特別な事情に準ずる状況にあると考えられることから、緊急的な対応として、当該世帯に属する被保険者に対して短期保険者証を交付することはできることとするものであり、世帯主がこのような状況にあれば市町村の判断により、当該世帯に属する被保険者に対して短期保険者証を交付することができるということで、今ご答弁いただいたわけですが。

そこでです、まあ資格証明の発行が83件、そして、その中に児童数を抱えてるのは3世帯くらい。まあ今現在あるということですよ、今現在。だから、私はもう資格証明はもう廃止をして、もう何らかの理由でもう、特別に国保料金が払うことができない。特別な理由としてそこはもう、まあ長期間の滞納とかいろいろな問題が出てきておるわけですから。そういう家庭に対して資格証明を送付することよりも、短期証明発行でいいんじゃないか、この文書で解釈する限りはね。

だから、今、今年21年度からはまあ大体短期証明の、まあ国保のあれを、まあ半年間の証明を発行するということであるけれども、ぜひそれはもう今、資格証明によって国保の保険証をまあ受けることはできない家庭に対してもね、いわゆるその特別な事情という内容でやっぱしこれはもう短期間の証明書を、国保を発行するということであるんじゃないかという考えですがどうですか、そこらあたり。

議長（小永正裕君）

谷口健康福祉課長。

大方健康福祉課長（谷口明男君）

再質問にお答えします。

先ほども、中ほどでお答え致しましたが、一般の方でもですね継続して病院にかかっている方、そして病気にかかって相談に来た方、納税じゃなくて相談に来た方にはですね、今、黒潮町におきましては、まあ短期証ですけど、それは発行しておりますので、はい。まあそういうことでご了承願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下美佐雄君）

まあ私がいろいろその生活相談を受けた中で、まあ病気で医者にかかることができないと、まあ、いう家庭もあって、まあ生保関係に切り替えをさしてですね、今、生保のほうでかかっている方々がいるわけ。だから、まあ生保に切り替えができる家庭であればかまんけれども、それが切り替えができないと、まあはっきり言って、役場へ来てわざわざ申し出をしてね、どうしても病院にはかかりたいけれどもかかることができないということで、まあ相談を受けらたらですね、国保の短期証明書は渡すことはできないという内容になっておりますわね、古いこれまでの取り扱いでは。しかし、今現在の新しい内容の広域をした医療費の一時払いが困難なという申し出がなくても、いわゆるその短期証明書を発行してもらっておれば、いつでも病気になったときにすっとかかれる。もちろん、まあ国保の支払いということについては、やはり指導はその中間にいつでも必要であるけれども。そういう内容での発行をまあ求めておるわけですが、いかがですか、そこら。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

3 回目の、資格証の発行についてのご質問にお答えを致します。

まあ詳しい黒潮町でのですね、法改正後の現在の取り扱いについては課長の方から答弁致しましたが、いずれに致しましても、法の言わんとするところをですね十二分に酌んで、黒潮町としては一步踏み込んだといえますか、そういった配慮をということで、今そういう取り扱いにしております。しかしながらこれをですね、どこまでも踏み込んでいってしまうとですね、また別のサイドの問題も生じようかと思えます。例えば、税負担の公平性とかですね、いろんな問題が生じようかと思えます。

ただ、そういった税を払っていないためにですね、その結果としていろいろな気持ちの上で病院に行けなかったと、そして病気が重篤な状態になったというようなことは、これは極力、法の趣旨からいってもですね避けなければならないというふうに思っておりますので、今、黒潮町が取り組んでる方法でですね、そういったことのないように、極力きめ細かく配慮をしていくという以外にないんじゃないかなというふうに思っています。

まあ、そういうことでご理解をよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下美佐雄君）

4 点目の、固定資産税の評価見直しについてお尋ねを致します。

資産評価は、まあ率直に言って短期間に大体資産評価のし直しを、見直しをやっているのかどうかいうことをお尋ねをしておるわけですから、このことについてご答弁をお願いします。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（松本輝雄君）

それでは、竹下議員の4番、固定資産税の評価見直しについてご答弁します。

議員言われる、資産評価はバブル時代と今の不況時ではかなりの違いがあると思うが、変動の見直しはされているのかというご質問内容でございますが。固定資産税における評価の見直しにつきましては、地方税法第349条および同法341条により基準年度が定められ、昭和33年度から3の倍数を経過するごとに、まあ3年ごとになりますけれども、そのときの当時価格と評価とは乖離（かいり）していないかといったことも含めて見直しを行うこととなっております。また、平成9年、法改正によりまして、その間に急激な土地の価格の変動があった場合は、市町村長は修正できることになっております。

それに基づきまして、本町におきましても適正な評価を期するため、専門家であります不動産鑑定士へ鑑定評価委託を導入しまして、納税者の皆さまに理解を得られるような課税業務を行っておるところでございます。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下美佐雄君）

まあ4点目の、固定資産税の問題については一応そういうことでありますので、次に移りたいと思います。

5番目、公私混同について。これは昨年の12月議会、確か開会中、ちょっと開会中だったと、これを間に合わったのは、通告書を出してからやったと思うから、これ、よう質問を、ようしなかったので、今回の場合にまあ引き延ばしたと。これ大変な、これ問題やと思う。

まあ高新の記者とすれば、まあ行政と民間との協働についてまあ質問されておるわけですが、その質問の中身はですね、いわゆる公私混同大いに結構ということで、まあ見出しとしては出されておる。この公私混同についての意味、まずどういうことなのか。どういうふうに解釈をされておるのか。

それから、この公私混同という内容が全職員にわたって、これを大いに結構ということで執行部も認めておるのかどうか。

この2点についてお尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

竹下議員の5番目のご質問、公私混同についてお答えを致します。

まず公私混同の意味について問うということでございますが、まあ私なりに定義といたしますか、どのように認識しておるかということですが、まあご存じのように公（こう）はですね、国であればですね国民全体の利益や権利についてをまあ問題にするといたしますか、問うことがそうであり、また個人の利益や権利といったものを問題にするのが当然、私（し）であるわけです。それでまあ、この公私混同ということは、特に公務員、地方自治体の職員である我々にとってですね、絶対にあってはならないという認識は私自身が十二分に持っておるつもりでおります。

そして、まあ全職員にその公私混同を認めて、その新聞にある一つの言葉をですね、公私混同もいいというふうなことを認めておるのかということでございますが、まあ先ほど言ったようなことでですね、新聞の記事にかんしましては、まあ該当の職員につきましては、日ごろから大変地域の支援といたしますか、そういったことに熱心にやっってるわけですし、私も感心しておるところです。

まあそういう思いからですね、自分自らがまあ公の活動、まあこの場合自治体としての地域集落支援という

ようなことになろうかと思いますが、それを自らのまあ問題として考えられるようでなくては、真の意味で地域支援はできないんじゃないかというふうな思いですね、公私混同というような表現をしたわけでありまして、当該職員はですね、一般に言う公私混同は絶対にあってはならないという認識を十分にしておるものというふうに判断しておりますし、まあその職員にはですね、こうして新聞の記事になるようなときには、いろんな意味で十分気を付けるようにというふうなことは申しましたけども、この公私混同というものは一部に誤解を与える表現であったかも分からないけど、私自身は決してそういうふうには受け取っていないからという、気にするなというふうなことを伝えました。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

この、まあ行政と民間の協働、幡多郡黒潮町の役場に勤める方の、自治体職員でありながら T シャツアート展とか、いろいろなことを手掛けてやってきた。この評価は分かるんですよ。

しかし、公私混同という内容のこの下の段に、なぜ行政では駄目なのかということに対して、県庁や市町村役場といった組織はまちづくりにかんして永遠の素人集団だと、中から見ていてつくづく思う。

各部課長指して素人集団。各職員、担当それぞれ、処務規定にもありますけれども、それぞれ町長から任命されているいろいろその処務について。そして、そこで自分の与えられた職務について集中しているいろいろやっている。その職員がずぶのど素人で、永遠の中から見ても何の役のすにも立っていないというようなことを言われて皆さんよう黙っておると思います。

そうですか。みんなそういう形で、まともな仕事をしてないんですか。これは内部告発じゃとも思えるしね。まあいろいろな積み重ねがあるわけ。それでも、まあそれぞれ課の異動があったり、いろんな形で異動があって、辞める人があって、いろいろ課を異動していく。これも当たり前なんです。

だから異動してそこへ行って、わしにやあ何ちゃ分からんけん、ね。何にもせらったという職員はいないと思うんです。みんな異動した所で、またその与えられた職務をこなしてやっておるわけです。それを、まあ批判的に書いておる。まあ 2、3 年で飛ばされたら集中してやることができない。2、3 年であろうが、1 年であろうが、とにかく集中してやらなきゃならない。私はそういう形で職員見てきました。その仕事にして、いろいろ口の悪いことは言うけれども、まじめに一生懸命仕事をされている方は見てる。

協働という、ここで書かれておりますけれども、協働とは協力をし合って働く、お互いに助け合って働いていくという仕事ですから、何も公私混同じゃないんです。与えられた職務、町役場が抱えている 1 つの行政課題について、お互いにそれを解決するために、お互いにまあそれぞれの部署で取り組むべきところは取り組んでやっていく。公私混同というのは、公の仕事と自分の仕事とをごっちゃ混ぜにしてね、やることが公私混同。

まあ地域の活性化を目指して協働をしていく。これはかつて同和対策事業で、いろいろ同対室の皆さんには大変お骨を折らしたけれども、しかし、ここは地域において、地元のこの事業を推進するために、地元の受け入れ態勢の責任問題として地元でそれを培って、そして事業推進を図っていく。それが協働なんです。

昔もあつたんですよ、協働という、ね。昔も今もおんなじように協働してやらなきゃならん。何もここで指摘をされているような協働体というのは、今に始まったことじゃない。そんなことが何でやね、こんな公私混同という形の中で大いに結構じゃというような、こんな記事になるんです。ここへ書かれていることは、全部独り善がりでしょう。学校の公務、教育委員会の事務局に座っておりながら、小学校の問題一つ解決しようとしてない。集中してなぜ取り組まん。被害を受けている児童生徒に対してやね、非常な苦しみと人権侵害まで起こ

っておる。ところが学校側では何にもしてない。ただ軽いけがじゃくらいに思って、まあ見ておりました。後の報告は何もない。こう措置をしましたというようなことも何も書いてない。そういう教師をかばって、子どもの言い分に対しては、それは本当に事実かどうか分らんというようなことで片付けておる。それが学校の事務を預かる教育委員会の、この担当者の言うことか。なぜ、ね、自分の与えられた職務にちゃんと専念をしていくのが当たり前でしょう。このことはせんとおって、ここへ企画室へ入ってき、どこへ入ってき、いろいろなことを、自分勝手なことをしよるでしょう。処務規定に基づいた指導というのはどうなっております。

その点もう一遍お尋ねをします。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

教育委員会での該当職員の仕事ですけども、十分しっかりとやってくれております。その地域に入っとうんぬんというのは、全く私的な時間等にやっておることだと思っております。

それから一つですね、非常に難しいといいますが、あれになりますけども、まあその職員が随分そんなことを前からやってきた職員ですので、いろいろの新しい考え方というようなものも多分持っておると思いますが、この官民の協働によるまあ行政の進め方というふうな部分です、新たなる公（こう）と、新たなる公（お）（おやけ）という言葉がですね、最近頻繁に出てきております。まあそこらへん、協働というものはどういうものかということ考えた、また取り組みの中でですね、行政マンとしての公私混同をしないというルールを守りながら、その協働というものがどういうものかということ考えた上でのまあそういう比喻（ひゆ）的な表現といいますが、そういうことになったのでないかと思っております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

これはね、その協働という意味は、もう、もちろん住民と提携をしながらやっていくことも協働ということでは、やっぱり農業、林業、まあ産業振興化の中では、やはりそれを、まあこういう制度があるからこれを一緒にやって、地引き網をやったらどうかというようなこととかいろいろなことを、その地域へ入って行って皆さんとやはりやっておるんです、協働のあれを。何も彼一人がやっておるわけじゃない。

やっぱり学校の、地教委の中におるんだったら、やっぱり教育関係について、それを集中してやらないかん。それから税の方では税の方で、やっぱりその税の、今いろいろな問題を抱える中で、それも税務課でどうやってこの問題を処理していくか。これへ教育委員会が入って、こうせよああせよという言うことはできないでしょう。

NPO は分かるんですよ。私は NPO ではないけれども、一応共同でやる仕事には、墓の仕事とかいろいろ出てやっています。もちろん保健衛生の方でも、墓地の清掃なんかに来て一緒に汗水垂らして、一緒に清掃をやっておる。彼だけじゃないんですよ、それぞれの課で、それぞれが皆さんが協働ということも考えながらやっておるわけ。このことを今、特別に彼だけがやっておる。これは砂浜美術館のことだけでしょう。NPO のあれで、まあ砂浜美術館の事務局をやっておったと。だからということじゃない。

これは何を原動力にしてきたかということによって、まあ最後の区切りをしておりますけれども、僕の中では仕事も、非営利的な活動もすべてがつながっている。これはつながっても、おつてもかまんでしょう。しかし、いい所に住みたい、楽しく生きたい、これもみんな同じ考えでしょう。それでも、公務として給料をもらって

公務に就いておれば、公務に専念した仕事はしなきゃならない。そのための処務規定があるんでしょう。だから処務規定に基づいてきちっとした指導は管理職しなきゃならない。どこに所属しておるのかどうか分からんというような形では困るんです、ね。いわゆる委員会におれば学校関係の仕事に専念をして、そこでまあ処務規定に基づいた仕事をやっておるわけですから。しかし、そのほかのことは、まあ個人的にその公務を離れてするんだったら私とかも言わんです。ここに公私混同ということがあるから、そんな仕事も、公務も、私事も一緒にたにして考えておるのかいうことになる、これ大変じゃと思う。一体、処務規定は何のためにあるのかいう考えになる。だから、今後そういうことがあってはならんと思うんですよ。これは最低限、必要最小限度守るべき制度として処務規定がある。いろんな形で条例が策定をされて、その条例の拘束によって我々はいろいろ仕事をやっておるわけですから。そのことをきちっと守れん職員というのは、こらどうしようもないんじゃないですか。

再度、お聞きを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（下村正直君）

お答えします。

当該職員はですね、処務規定を完全に守ってですねやっておるから、こういう、新聞に対してですね比喩的な表現も使ったというふうに、最初から私そのように申し上げておりますけども。

それからなお、日ごろのですね勤務状況につきましては、教育長すいませんが、教育長に答弁を渡します。

議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（松並 勝君）

お答えを致します。

今、竹下議員の質問の中で、教育委員会における職員が公私混同ということがある、処務規定を守っていないのではないかという、まあ厳しいご指摘でありますけれども。私はこの職員とは、教育委員会に来る以前にも一緒に仕事をしておりますが、公私混同をして仕事をこれまでしたということは記憶にありません。常に仕事にですね、一生懸命になってやっております。

それから、私もこの間の新聞のことで、少し答弁をさせていただきたいというふうに思いますが、新聞で報道された記事を見る限りではですね、地域の活性化を図るには行政と民間が協働をして取り組むことが必要であるというふうに書かれていたというふうに私は思います。地域活性化の取り組みは、行政と地域や NPO、いわゆる民間が一緒になって進めていくべきものと考えております。行政の職員も、地域に帰れば地域住民になるわけですから、職員のノウハウを法に抵触をしない範囲で使用をして、休日等において地域住民とともに力を合わせて、地域の活性化に寄与することは当然であるというふうに思います。そのような思いで記者に語ったのではないかというふうに思いますが、あまりにも公私混同ということが表に出ましたので、そこが一人歩きをしたのではないかなというふうに私は思います。町職員の中には、勤務時間中に届けや願いを出さないで私用を行うという職員はいないというふうに思っております。

議長（小永正裕君）

これで竹下君の一般質問を終わります。

（竹下議員より「ちょっと待ってもう、ちょっと小休にして。まあ、その公私混同ということを大いに結構やということを、これ言うた以上は」との発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 16時 35分

再 開 16時 37分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 40分